

官報

号外

昭和二十七年七月二十九日

第十三回 参議院會議録第七十一号

昭和二十七年七月二十九日(火曜日)午前
十時五十九分開議

議事日程 第七十二号

昭和二十七年七月二十九日

午前十時開議

- 第一 引揚同胞対策審議会設置法の一部を改正する法律案(衆議院提出) (委員長報告)
- 第二 文化財保護法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付) (委員長報告)
- 第三 接收貴金屬等の数量等の報告に関する法律案(内閣提出、衆議院送付) (委員長報告)
- 第四 図書館運営委員長報告
- 第五 常磐電車を有楽町駅まで延長運行の請願 (委員長報告)
- 第六 水郡線鉄道改善に関する請願 (委員長報告)
- 第七 串木野駅に急行列車停車の請願 (委員長報告)
- 第八 串木野駅改築に関する請願 (委員長報告)
- 第九 串木野駅プラットホーム延長工事等施行に関する請願 (委員長報告)
- 第一〇 戦没者遺族の靖国神社参拜鉄道運賃優待等に関する請願 (委員長報告)

- 第一 北見線旅客列車増設に関する請願 (委員長報告)
- 第二 山田線災害復旧工事促進に関する請願 (委員長報告)
- 第二三 三陸沿岸縦貫鉄道完成促進に関する請願 (委員長報告)
- 第四 水難救済に関する法制措置確立の請願 (委員長報告)
- 第五 海運造船助成に関する陳情 (委員長報告)
- 第六 鳥取市に鳥取測候所移転の陳情 (委員長報告)
- 第七 古野川口に航路標識設置の陳情 (委員長報告)

○副議長(三木清朗君) 諸般の報告は朗読を省略いたします。

昨二十八日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

- 内閣委員 金子 洋文君
- 地方行政委員 林屋龜次郎君
- 外務委員 岡田 宗司君
- 同 佐多 忠隆君
- 厚生委員 河崎 ナツ君
- 郵政委員 駒井 藤平君
- 同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。
- 内閣委員 佐多 忠隆君
- 地方行政委員 駒井 藤平君
- 外務委員 河崎 ナツ君
- 同 金子 洋文君

- 厚生委員 岡田 宗司君
- 郵政委員 林屋龜次郎君
- 同日決算委員会において当選した理事は左の通りである。
- 理事 高橋進太郎君(高橋進太郎君の補欠)
- 同 長谷山行毅君(長谷山行毅君の補欠)
- 同日議員山縣勝見君外三十名から委員会審査省略の要求書を附して左の議案を提出した。
- 海運力復興促進に関する決議案
- 同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを地方行政委員会に付託した。
- 公職選挙法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理に関する調査特別委員長提出
- 同日衆議院から左の議案を提出した。よつて議長は即日これを地方行政委員会に付託した。
- 公職選挙法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理に関する法律案
- 同日衆議院から、左の本院提出案が同付された。
- 公営住宅法の一部を改正する法律案
- 同日承認することを議決した左の内閣提出案は、即日これを衆議院に送付した。

地方自治法第五十六條第四項の規定に基き、名古屋通商産業局公益事業富山支局の設置に關し承認を求めの件

同日議長は、予備審査のため左の議員提出案を衆議院に送付した。

機務消費税法の廃止に伴う特別措置に関する法律案(境野清雄君外二十九名発議)

同日修正議決した左の衆議院提出案は、即日これを衆議院に回付した。

産業教育振興法の一部を改正する法律案

日本赤十字社法案

同日本院は、左の衆議院提出案を可決した旨衆議院に通知した。

国会職員法等の一部を改正する法律案

同日議長から内閣総理大臣宛左の決議を送付した。

給與所得税軽減に関する決議

同日委員長から左の報告書を提出した。

接收貴金屬等の数量等の報告に関する法律案可決報告書

文化財保護法の一部を改正する法律案修正議決報告書

引揚同胞対策審議会設置法の一部を改正する法律案修正議決報告書

行政機構の整備に関する調査報告書

恩給制度に関する調査報告書

運輸委員会請願審査報告書第九号同特別報告第十一号

運輸委員会陳情審査報告書第七号同特別報告第八号

水産委員会請願審査報告書第二号同特別報告第三号

内閣委員会陳情審査報告書第三号同特別報告第三号

同日衆議院から、左の内閣提出案は同院において本院の修正に同意しないことに議決し、同院協議会を開く旨の請求書を受領した。

日本電信電話公社法案

労働関係調整法等の一部を改正する法律案

地方公営企業労働関係法案

同日衆議院事務局長から、本院事務局長に、同院は日本電信電話公社法案に關する同院協議会の協議委員十人を左の通り選挙した旨の通知書を受領した。

- 塚田十一郎君
- 福永 健司君
- 橋本登美三郎君
- 西村 久之君
- 田中 重彌君
- 井手 光治君
- 村上 勇君
- 田淵 光一君
- 池田正之輔君
- 倉石 忠雄君
- 鈴木 正文君
- 西村 久之君
- 島田 末信君
- 船越 弘君
- 天野 公義君
- 金原 舜二君
- 小金 義昭君
- 柳澤 義男君
- 福永 健司君
- 倉石 忠雄君

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

昭和二十七年七月二十九日 参議院會議録第七十一号 議長の報告

昭和二十七年七月二十九日 参議院會議録第七十一号
會議 議事日程追加の件 日本電信電話公社法案兩院協議會協議委員の選挙 議事日程追加の件 労働関係調整法等の一部を改正する法律案外一件兩院協議會協議委員の選挙 議事日程追加の件 海運力復興促進に関する決議案

○副議長(三本治朗君) これより本日の會議を開きます。

この際、日程に追加して、日本電信電話公社法案兩院協議會協議委員の選挙を行いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○副議長(三本治朗君) 御異議ないと認めます。協議委員の数は十人でござい

○木村守江君 私は、只今の兩院協議會協議委員の選挙は、成規の手続を省略いたしましたので、議長において指名せられんことの動議を提出いたします。

○小笠原三三君 私は只今の木村君の動議に賛成いたします。

○副議長(三本治朗君) 木村君の動議に御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○副議長(三本治朗君) 御異議ないと認めます。協議委員の氏名を参事に朗読させます。

〔参事朗読〕

日本電信電話公社法案兩院協議會協議委員

草葉 隆岡君

鈴木 恭一君

鈴木 康治君

小笠原三三君

新谷實三郎君

田村 文吉君

山田 節男君

新谷實三郎君

深川タマエ君

○副議長(三本治朗君) これより直ちに協議委員の正副議長を選挙せられんことを望みます。

○副議長(三本治朗君) この際、日程に追加して、労働関係調整法等の一部を改正する法律案及び地方公営企業労働関係法案兩院協議會協議委員の選挙を行いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○副議長(三本治朗君) 御異議ないと認めます。協議委員の氏名を参事に朗読させます。

〔参事朗読〕

労働関係調整法等の一部を改正する法律案及び地方公営企業労働関係法案兩院協議會協議委員

白波瀬米吉君

山田 佐一君

一松 政二君

波多野林一君

小林 政夫君

山川 良一君

菊川 孝夫君

中村 正雄君

地野 清雄君

堀本 謙三君

○副議長(三本治朗君) これより直ちに協議委員の正副議長を選挙せられんことを望みます。

○副議長(三本治朗君) この際、日程に追加して、海運力復興促進に関する決議案(山縣勝見君外三十名発議)(委員会審査省略要求事件)を議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○副議長(三本治朗君) 御異議ないと認めます。本決議案につきましては、

山縣勝見君外三十名より委員会審査省略の要求書が提出されております。決議者要求の通り委員会審査を省略し、直ちに本決議案の審議に入ることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○副議長(三本治朗君) 御異議ないと認めます。よつてこれより決議者に対して趣旨説明の発言を許します。新谷實三郎君。

海運力復興促進に関する決議案

右の議案を決議する。

昭和二十七年七月二十八日

決議者

山縣 勝見

仁田 竹一

植竹 春彦

加藤 武健

高木 正夫

前之國富一郎

高田 寛

小野 近

新谷實三郎

横尾 龍

岡崎 眞一

駒井 廣平

木内 四郎

鈴木 恭一

櫻内 辰郎

堀本 謙三

山崎 恒

岩男 仁藏

石川 清一

深川榮左エ門

一松 定吉

松原 一彦

紅霞 みつ

棚橋 小虎

齋 武雄

島 清

岩崎正三郎

山下 義信

松浦 清一

小酒井義男

内村 清次

参議院議長佐藤尚武殿

海運力復興促進に関する決議

日本経済の自立達成が現下の最大急務であることにかんがみ、日本の地理的條件並びに国民経済の特殊性からみて、外航船腹を更に拡充するとともに、海運力の基盤を確立強化することが肝要である。

よつて政府は外航船腹増強並びに海運復興基盤確立のため、財政資金の投入はもとより、長期資金の確保、金利の引下げ、税制改革等、必要な諸方策を急速且つ強力に実現すべきである。

右決議する。

以上通りであります。

平和條約の発効に伴ひまして政治的独立を回復いたしました我が国にとりまして、当面最も重要な問題は、我が国経済の自立を如何にして且つ急速に達成するかということであると存じます。

而して、この狭小な国土に膨大な人口を擁し、而も資源に乏しく、国内市場も狭小な上に、経済的には海外依存度の極めて高いという、宿命的な特殊條件の下に置かれております関係上、我が国の経済的自立は、どうして貿易の振興と海運の復興とをいってこれを達成することは至難であると信ずるものであります。この点に鑑みまして、本院は昨年二月外航船腹増強に関する決議をいたしましたので、政府に對し強く要望し、且つ警告するところがあつたのであります。ところが、後の経緯を見ますと、新船建造に関する資金の確保、外国船の購入促進等に対する政府の努力の跡は、或る程度これを認めることができるのであります。けれども、この程度の施策を以てしましては到底十分にその成果を収め得たとは言ひ得ないのであります。今にして政府が我が海運の現状とその将来に對しまして真剣な考慮と努力とを拂うことを怠るがごときことがありますれば、海運の復興はもとより、経済的自立も到底望み得ない事態に直關するであらうことを憂慮いたします。故に、ここに於て本決議案を提案いたした次第であります。

以下簡単に本決議案の内容につきまして申述べたいと存じます。

第一は外航船腹拡充に関する問題でございます。元來、海運は、いずれの海運国におきましても、必需物資の輸送と國際收支の改善とを以て主たる使命とするものでありますけれども、現在我が国におきましては、輸出入物資に對する日本船の積取比率は遺憾ながら僅かに三〇〇程度に過ぎないのであります。この事實は、年々三百万トン程度の輸入を余儀なくされております主食糧を始め、その一〇〇〇%まで輸入に待つております棉花、羊毛、生ゴム、煤、石油、又その八〇%ま

で海外の供給に待つております。鉄、石油等の重要物資の輸送を、世界の政治的又は経済的変動によりまして、いつ何時日本の水域から引揚げるかも知れないところの外国船舶に依存してゐる危険性と不合理性を痛感せられるのであります。このためには、我が国において、少くとも当分の間、年間三十万総トン以上の新船を建造いたしまして、我が国民生活及び我が経済活動を維持いたすのに必要で最小限度の船隻を確保することが極めて緊要であると信ずるのであります。更にこれを国際收支の点から見ますに、昨年度におきましては二億八千七百万ドルの入超となつておりますが、その約七七％に達する二億二千二百万ドルが外貨運賃の支拂超過に基因するものであります。戦前我が国の貿易上の輸入超過七千万乃至八千万円を、海運収入による受取超過一億一千四万乃至二千万円によりまして、国際收支の均衡を保持せしめ来たつた事実を思い起しますならば、我が海運の現状は誠に堪へないものがあるものであります。政府は更にこの際確固たる決意を以て、外航船隻拡充のために必要とする資金の確保に關しまして、財政資金の投入、損失補償制度による市中金融の促進、長期信用銀行の活用等、万全の施策を講ずべきであると存するものであります。

次に第二には、海運力復興の基盤の確立に關する問題であります。我が国の海運業は戦争の結果八百八十万総トンに上る優秀船舶の大部分を喪失いたしましてあまつさへ当時の価格におきまして二十二億四角の戦時補償の打切措置によりまして、その内部蓄積資本の殆んどを失つてしまつたのであります。従つて船舶の建造に要する資金の大部分は勢い借入によるものほかない状況にあるのであります。現に見返資金、市中金融を合せまして、すでに約一千億圓に達する巨額の債務を負つております。而もその貸付條件は、償還期限におきまして、市中金融は三年償還というがごとく短期融資であり、貸付利率につきまして一年一割を超える高率であります。これを欧米の諸海運の長期低金利制度に比較いたしますときは、まさに雲泥の相違があるのであります。

元來、海運業は本質的に国際市場において外国船と激烈な競争にさらされておりますので、このよう不利な條件の下におきまして、政府は如何にして我が海運を育成し、強化しようとするか、海運を育成し、強化しようとするか、諸外国が法制を以て、又は行政措置によりまして、直接に或いは間接に自國の海運力培養にあらゆる方途を講じております。政府は何を願望して我が海運力の基盤を強化することをすべしと願望されるのであります。若しこのままに放置するに過ぎないならば、如何に優秀な船員を擁し、如何に卓越した経営者の手腕を以ていたしましても、日ならずして我が海運は国際競争の落伍者となつて、再起しがたい打撃を受け、その結果は我が對外航權の喪失を招来しまし、必需品すら外國船に依存しなければならぬような事態に迫られることは必然であると存するのであります。よつて、政府は我が海運力の強化を図るために、諸外國における海運助成策の動向をも考慮し、長期且つ低利なる資金の融通制度を確立すると共に、造船用鋼材價格に対する特別の助成措置による船舶の引下げ、船舶に対する固定資産税、事業税その他税制の改革等、総合的な施策を急速且つ強力に実施すべきことを強く要望するものであります。

以上を以ちまして本決議案の趣旨説明を終りますが、すでに政府におかれまして、これらの事情及びその対策の必要性は十分に認識しておられると存じます。要はただその決断と実行のみであります。幸いにして本決議案が本院において可決されました場合には、政府は本案の趣旨に副い、誠意を以て速かに善処されんことを切望する次第であります。

最後に、本案は海運造船議員連盟におきまして、衆参兩院の各党各派の議員によりまして超党派的に提案せられたること相成つたものであります。直致を以て各位の御賛同を賜りますようお願いし申上げる次第であります。(拍手)

○副議長(三本治朗君) 別に御発言もなければ、これより本決議案の採決をいたします。本決議案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○副議長(三本治朗君) 過半数と認めます。よつて本決議案は可決せられました。

只今の決議に對し、運輸大臣より発言を求められました。村上運輸大臣。

(國務大臣村上義一君登壇、拍手)

○國務大臣(村上義一君) 政府は、つとに海運の重要性に鑑みまして、外航船隻の拡充に努力して参つたのであります。現在漸く貨物船、油槽船を合計して百八十五万トンの総トン数を保有するに至つたのであります。現に発注中の四十五万トンを加算いたしまして二百三十万トン前後に過ぎないのであります。日本経済自立の観点から、まだ〳〵満足すべき状態とは申しかねるのであります。のみならず、只今もお話のありましたごとく、國際的競争の点から見まして、金利負担の面におきまして、又造船價格の面におきまして、世界の主要海運國に比較しまして極めて不利な立場に置かれておるのであります。従いまして政府といたしましては、更に〳〵外航船隻を拡充すると同時に、これと並行して海運の復興基盤を速かに確立する必要があると當りまして、本院において海運の復興のために決議が採決されまして、外航船隻の拡充並びに海運の復興基盤確立につきまして強い院議を表明せられましたことは、所管大臣といひまして感銘頗る深いものがあるものであります。今後本決議の御趣旨に従ひまして万全の方策を確立して、速かに海運の復興促進を図りたいと念願いたしておる次第であります。どうぞ一層の御鞭撻御協力を賜りますようお願いし申上げる次第であります。(拍手、「再軍備費を過せ」と呼ぶ者あり)

(小林孝平君発言の許可を求む)

○副議長(三本治朗君) 小林孝平君。

○小林孝平君 私はこの際、米の自由販売に關する緊急質問の動議を提出いたします。

○相馬助治君 只今の小林孝平君の動議に賛成いたします。

○副議長(三本治朗君) 小林君の動議に御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○副議長(三本治朗君) 御異議ないと認めます。よつてこれより発言を許します。小林孝平君。

「小林孝平君登壇、拍手」

○小林孝平君 私は日本社会党第四控室を代表いたしまして、去る十三日に廣川農林大臣が軍中談話の形で発表された米の自由販売に關する政府の方針について質問いたしたいと存するのであります。

右の廣川談話なるものの内容はおおむね次のとおりであります。「本年度産米から供出後の自由販売を行う。即ち米の統制撤廃については、自由党政調会、大蔵省、農林省で相談した結果、本年度産米から供出後の自由販売を行うことを決定した。その方法は、供出完了後、農民は農業協同組合や政府の指定する業者に自由に米を売ることができるようになる。政府はこれらの農家や指定業者から、供出價格より高い一定の價格で買入れ、米の國際價格に近付けた農民に換金の途を開く。但しこれらの農協や指定業者は政府以外に売れないようにする。消費者に対しては配給を續けて價格は現在水準を維持する。又米食料を維持するために早場米奨励金制度の枠を拡げ、これを全国的に行う」というのであります。

ここに改めて申上げるまでもなく、米の自由販売は、過ぐる昭和二十四年の總選挙に際して自由党の掲げた農民に対する唯一の公約であつたのであります。然るにその後自由政府はしづしば米の統制撤廃を企圖いたしたのであります。そのために、生産者、消費者を初めとする内外の強い反対の輿論の前に屈し、よう〳〵第十三回國會

において麦の統制方式を変えたにとどまり、遂に今日までこの公約を実施し得ないところに問題があるわけであります。(できないのだよ)と呼ぶ者あり。併しながら、今日すでに内外の諸情勢は自由党の諸政策に対してあき足らずして、ここに新たな政治体制の確立が要請され、総選挙が国民一般の常識となつてゐるのであります。その今幾たびか企てて成らなかつた米の統制撤廃を、而も新たな政策のごとしで発表されたことは、我々及びあらゆる苦難を克服して生産を續けて来た農民の到底納得し得ないところであります。(その通り)と呼ぶ者あり。一体、政府及び自由党は、今日この国民の生活に對しての基本的な問題である米の統制撤廃について本心に真摯に考へてゐるのかどうか、誠に疑いなきを得ないのであります。我々といへども、米の統制を外し、それが真に農民並びに消費者の利益となり、延いては国民経済の健全な発展に寄與するものであるならば、何ら異議を挟むものではないと存じます。併しながら、今回廣川農相の言明によるところの自由販売は、その本質は何ら自由ではないのであります。即ち農家は農協或いは指定業者にしか販売できないので、誰にでも売れるというのではない。又その農協及び業者も政府にだけ売却し得るので、消費者に直接売ることができないというのであります。これで一体どこが自由販売だと言へるのであります。世間では、こういうやり方はむしろ統制の強化であると言つてゐるではありませんか。羊頭を掲げて狗肉を売るとは、まさにこのことでありませう。

て米の自由販売の公約をした時は、こんな自由販売を考へてゐたのではありません。而も當時は食糧事情の極めて緊迫した時であり、又占領という特殊事情の下において、全国にジープを走らせ、いわゆるジープ供出が行われた時であります。当時少しもために物を考へる者なら誰でも自由販売の不可能を知つてゐたのであります。それにもかかわらず、自由販売の公約をした自由党が、今や占領から解除され、独自の考へで何でもやれる今となつて、曾つての公約と似ても似つかぬ自由販売をここに担ぎ出したのは、一体どういふ考へでありませうか。これこそ欺瞞に満ちた自由といふべきであり、来たるべき総選挙に臨むための選挙対策の看板に過ぎないと断ぜざるを得ないのであります。なお又仮にこの新しい制度が実施されるとすれば、その結果は、低米価と低賃金の政策が更に進められて、農民が麦や雑穀を食つて米を出さずという飢饉供出を推し進めることになり、農民と政府との間における商人の介在を許し、絶対量の不足の米を廣大な商業資本の手に移して、農民と消費者をより貧困の淵に落す結果になることは明らかであります。それでもなお政府はまじめにこれを実行する意思であり、来たるべき総選挙に對する單なるゼスチュアでないと言われるならば、以下お尋ねする諸点について詳細な答へを願ひたいと思つてあります。私はここで答へを要求してゐるのであります。廣川農林大臣は、去る水曜日には會議があるといつて本會議に出席せず、その後は病氣と言つて本會議に現れないのであります。大藏大臣は、この問題は安本長官

に、周東君によく話しておつたから、周東君から答へがあると言つて、本會議場に現れないのであります。ところが安本長官は、この問題については全然自分は知らないから答へができませんと言つて、この本會議場に現れないのであります。こういうような不信の、態度の不明確な政策を掲げる政府といふものは、未だ曾つて私はないと存するのであります。(その通り)と呼ぶ者あり、拍手。それではなお答へができるというなら、私は以下六點について質問したいと思ひます。質問の第一點は、米の輸入計画についてでございます。来年度において現行米食率を維持するためには、相当大量の外米の輸入を行わなければならぬことは、ここで改めて言うまでもないところであります。ところが現在この輸入が果して順調に行つてゐるかといふに、非常に困難を極めておるのではありません。即ち、タイ、ビルマ、シヤムにおいては、ドル獲得の要請から輸入にまで取引を拡大してゐるという状態であり、従つて、その価格はトンドリ二百ドル程度を超え、すでに予算に見込んだ価格より大幅に上廻つてゐるのであります。こういうようなわけで、これら東南アジア地域からの買付困難が決定的に最近の米の輸入を滞らせしめてゐるのであります。東南アジア以外の米産地については、輸出余力は極めて低く、価格は高いという買付の悪条件であります。かかる状況の中にあつて、政府は十一月からの新米穀年度の米の需給計画に見合つた輸入計画をどういふふうにしてられるのか。又僅か数カ月前に、すでに麦の統制撤廃の際に、政府は繰返し「米の輸入

については、輸入見通しはなお相当不安があり、且つ突発問題として順調に行かないことを認め、これに比較して麦の輸入については確信あり」として麦の統制撤廃の理由とせられたのであります。併し米の統制撤廃はなお不可能であると説明されたのであります。然るに今突如として米の自由販売を声明されるに至つたのは、数カ月前に比較してよほどの輸入の見通しが好転したのか、或いは輸入についてよほどの何か特別の妙手を見出したものとしたか考へられないのであります。この点について明確に御答へが願ひたいのであります。(答へでまゐるか)と呼ぶ者あり。第二點といたしましては、この政策を消費者価格の値上げを避けて実現するかどうか、この点を明確にして頂きたいのであります。若しも消費者価格を据置きのまま実施するのだとしたら、当然財政措置が必要であると思われ、一体その財政措置はどのくらいになるのか。この際、池田大藏大臣に何つておきたいの質問についてはさつぱり御存じないようでありますから、一体これはどういふふうになつておるのか、はつきりして頂きたいのであります。又安本長官には、生産者には高米価を、消費者価格には据置きとする、いわゆる二重価格制を今年の米価決定の方式に採用できる確信があるのかないのか、お伺ひいたします。

第三點は米食率の問題であります。今般の談話によりまして、農林大臣は米食率を変えないと言つておられます。麦類の統制撤廃によりまして、米食率は全国的に非常にござんてゐるという点が目立つておりますが、先般麦類の統制を撤廃するとき、衆議院において米食率を均一化するべしという附帯決議が付けられたのであります。これに對しまして農林大臣は、この決議を誠意を以て実行すると言明されてゐるはずであります。然るに今回はこの言明を全く踏みにじり、米食率を変更しないと言つておられるのは、一体どういふわけでありませうか。又この新制度によつて、農林大臣が夢みてゐるやうに、予定以上に政府は米を集荷できるとした場合に、現在の米食率の基準を引上げる意思があるのかどうかをお尋ねいたします。第四點は、供出完了後のいわゆる農林大臣が言うところの自由販売の米価と税金との関係についてであります。二十六年度においては、超過供出の奨励金については、特にこれを免税にする措置がとられたのであります。農相談話の新制度においても、当然これと同様の趣旨に基いて、この自由販売の米価について、免税の措置が講ぜられるものかと考へるのであります。この点はどういふふうな方針でありませうか。なお又、早場米奨励金についても、超過供出奨励金に對する免税措置と同様にこれを免税にすべきであらうと考へるのであります。この点について政府はどういふふうにお考へになつておられますかお伺ひいたします。第五點としては、この新方針は一種の富農政策であります。即ち、この制度により、早場米奨励金の枠を越え、又超過供出或いは匿名供出等の制度を法制化し、即ち割当以上の米を高く買上げるということは、結局は、農家の中でも経営規模の大きい、余裕のある

農家にとつては有利でありました。併し、経営規模の小さい農家で、普通の割当以上に出す余裕のない農家や貧農には何ら益するところがないのであります。これでは貧乏人は見殺しにされるわけでありました。これは明らかに自由農政の本質であり、これは明らかに政策であると言わざるを得ないのであります。経営規模の小さい農家や貧農に対する措置として、再生産を償うより基本米価を引上げる意思があるのかないのか。この点をお尋ねいたします。

最後に第六点として、現在農家の経営は非常に行詰つており、一部では青田売りが行われているとさえ言われておりますが、今回の方針によつて商業資本による青田買いが極めて活潑に行われることが予想されるのであります。そういう事実が露見した場合に、政府はこれを取締るつもりであるのかないのか。若しも取締る意思があり、いたしするならば、どういふふうに行、如何なる法的根拠を以てこれを行わんとされるのかをお尋ねいたします。

以上六点に亘つての私の質問を結つたのであります。この米の自由販売についての新方針は、各方面から、即ち、米の統制撤廃に賛成する側からも、又反対する側からも極めて重大なる関心が拂われてゐるのであります。政府はこの際、よろしくその内容を明確に示すべきであらうと存するのであります。それによつても、農林大臣、大蔵大臣、安本長官、いずれも姿を現わさない、こゝろの状態であり、(答弁)できんからか」と呼ぶ者あり。従つて、以上述べました私の質問に合致した答

弁が今後行われないならば、私は最近新聞紙上で拜見いたしております無責任な、いわゆる石橋湛山氏によつて発表されました、別な、自由党の新財政方針に加えた政府の農林大臣、大蔵大臣の痛烈なる御批判を、そのまゝこの新方針に適用したいと思ふのであります。(拍手)

〔政府委員小川原政信君登壇〕
「お前が答へられるのか」「先ず大臣の欠席理由」「イミテーションは駄目だよ」と呼ぶ者あり、その他発言する者多し

○政府委員(小川原政信君) 只今御質問になりました点につきまして、お答えのできるだけはお答えをいたしたいと、かように考へるのであります。

米の消費米価は(「自己紹介をやれ」と呼ぶ者あり)政府の買入価格とこれは密接な関係がございますので、政府の買入価格の決定を待ちまして、よく検討をこれにせねばならぬ問題だ、私はこう考へておるのであります。(「駄目じゃないか、そんなことでは」と呼ぶ者あり)政府といたしましては、目下のところその価格を引上げようという考へ方はございません。

供出の奨励金の免税点でございますが、この措置は特別措置でございますから、その年の米の供出の状況をよく考へなければならぬと存じます。で、租税の、歳入歳出というものの、この方面も十分に検討いたさなければ、これは具体的にどう申上げてみましたところで、これはできない問題でございます。すので、これは適当にその事情を見まして、いたそうと、こう考へるのでござ

います。それから現行の米食率というものの維持につきまして(「維持じやない、引上げだぞ」と呼ぶ者あり)相当数量が多集荷されて参つた場合です、この場合はどうするか、こゝろのことでありましたが、国民の食生活というものに非常に注意を拂ひまして、一層改善をして行くところの要があるかと、こゝろ考へるのでございます。(「何を言つてるんだ」と呼ぶ者あり)

米価の決定につきまして、農家の再生産を確保するように定めることはこれは申上げるまでもない当然のことではあります。本年の産米の決定によりまして、この点を十分に考慮して行きたいと、かように考へておる次第でございます。(「お粗末な次官だ」と呼ぶ者あり)

来年度の外米の輸入につきまして御心配いたされての御質問でございます。たが、これは目下のところ百万トンの輸入手段というものをいたしておるような次第でございます。(「計画では駄目だ」と呼ぶ者あり)どうぞこの点を十分御考慮願ひたい、かように考へております。

農家の供出後の米の売渡しにつきましては、政府の特に指定したところの集荷業者を以てでなければこれは自由販売をすることはできないのでございます。それから、政府はこの集荷業者が買入れた米の全量を買入れる、こゝろのことと相成るのであります。生産者の売渡希望があるときには、政府は供出価格に奨励金を加えた価格で売つたり買つたりいたす、こゝろのことと相成るのであります。常に農家の正当な

取引額を確保する措置を講ずるようになしたとして、農家が商業資本に買ひ叩かれるとか食われるとかいふ憂いのないようには手配をして行くつもりでございます。

大体要約をいたしますと、御質問に對する御答弁としてはかようなことに相成るのでありますから、どうぞその点を御了承願ひたいと、かように考へております。(「青田売りの答弁はどうした」「答弁はなつておらんぞ」と呼ぶ者あり、その他発言する者多し)

○副議長(三本治朗君) 農林大臣、大蔵大臣及び周東田務大臣の答弁は他日に留保されました。

○副議長(三本治朗君) 日程第一、引揚同胞対策審議会設置法の一部を改正する法律案衆議院提出を議題といたします。

先ず委員長長の報告を求めます。厚生委員長梅津錦一君。
〔審査報告書は都合により附録に掲載〕
引揚同胞対策審議会設置法の一部を改正する法律案
右の本院提出案をここに送付する。
昭和二十七年六月十七日
衆議院議長 林 義治
参議院議長 佐藤尚武殿
引揚同胞対策審議会設置法の一部を改正する法律案
引揚同胞対策審議会設置法(昭和二十三年法律第二百十二号)の一部を次のように改正する。
第一條中「総理府」を「総務府」に改める。

第三條第四項中「関係各省の次官、経済安定本部副長官、引揚援護庁長官」を「内閣官房副長官一人、関係各省の事務次官」に改める。
第七條中「四年」を「五年」に改める。

附則

この法律、昭和二十七年七月一日から施行する。

〔梅津錦一君登壇、拍手〕

○梅津錦一君 只今議題となりました引揚同胞対策審議会設置法の一部を改正する法律案につきまして、厚生委員会上における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

御承知の通り、引揚同胞対策審議会は、第二回国会に衆参両院において議決されました引揚同胞対策に関する決議に基づきまして、法律第二百十二号を以て昭和二十三年八月から最初は一年を以て総務府に設置され、海外同胞の引揚促進、帰還者、遺家族及び留守家族の援護等に関する諸問題につき、民間の陳情を審議し、且つその実情を調査して、引揚同胞対策を考究した。その結果を内閣総理大臣に報告した。参つたのであります。然るに海外同胞引揚に関する諸問題は未だ解決を見ず、年を逐うて却つて未帰還者同胞の引揚促進については情勢の変化と共に次第に困難を加えて参つたのであります。従つてこの設置法も現在まで四回の改正を重ね、引揚いて今日に及んでゐるのであります。今日までこの審議会で取上げられた事項は十数件に上り、殆んど政府の施策に組み込まれてゐる点に鑑みても、この審議会の重要性が窺われるのであります。

昭和二十七年七月二十九日 参議院會議第七十一号 文化財保護法の一部を改正する法律案

この法律案の要旨は、第一に、この審議を更に一年存続させるため、本法第七條中の「施行の後四年」を「施行の後五年」に改めることである。第二は、行政機構の改革に伴う所要の改正であり、特に委員に内閣官房副長官を加えることにいたしてある。

平和條約の発効により、独立国として国際社会へ復帰するに至りました。今日、なお未解決なる海外同胞引揚の問題は、国際連合におきましても、人道上の問題として、特別委員会を設置いたし、その解決に努力しているのであり、我が国といたしまして、今日国民の一大痛心事であります。この引揚問題に関する多年の懸案を解決することは、独立した現在における急務であり、更に本法の有効期間を延長し、この引揚同胞対策審議会の活動を期するため、本案の提出を見た次第であります。

御承知の通り在外同胞の引揚促進を図ることは、国民のひとしく切望するところであり、先日、本議場におきましてこれに関する決議をいたした次第もあり、従つてこの引揚対策を考究する審議会を存置する必要があると、厚生委員会におきましては別に質疑もなく、直ちに討論に移りましたところ、長島委員より本案に対する修正案を提出されたのであります。

修正案の要旨は、第一に、原案によれば、引揚同胞対策審議会の委員中より引揚援護庁長官を除くことになつてゐるのではありませんが、引揚援護庁が明年三月末まで存続することになり、したので、同庁長官を本審議会の委員として存置することであり、

第二は、本改正法案の施行期日につきまして、原案では本年七月一日からと相成つてゐるのを「八月一日」から改めること。以上の二点であります。よつて討論を終局し、先ず修正案について採決いたしました結果、全会一致を以て可決することに決定いたしました。次いで修正を除く残余の分について採決いたしました結果、これ又全会一致を以て原案通り可決すべきものと決定いたしました次第であります。

以上簡単に御報告を申し上げます。(拍手)
○副議長(三木治朗君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。本案全部を問題に供します。委員長の報告は修正議決報告でございます。委員長の報告の通り修正議決することと賛成の諸君の起立を求めます。
〔賛成者起立〕
○副議長(三木治朗君) 過半数と認めます。よつて本案は委員会修正通り議決せられました。

○副議長(三木治朗君) 日程第二、文化財保護法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

先ず委員長の報告を求めます。文部委員長梅原眞隆君。

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕
文化財保護法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

よつて国会法第八十三條により送付する。

昭和二十七年六月二十四日

衆議院議長 林 謙治

参議院議長 佐藤尚武殿

文化財保護法の一部を改正する法律案
(小字及び一は衆議院修正)

文化財保護法の一部を改正する法律案

文化財保護法(昭和二十五年法律第二百四十四号)の一部を次のように改正する。

第二條第二項中「第十八條第一号」を削り、同條第三項中「第十八條第八号」を削る。

第九條に次の一項を加える。

4 委員(委員長である委員を除く)は、非常勤とする。

第五條第二項を削る。

第八條中「五人」を「三人」に改める。

第九條第三項中「三人」を「二人」に改める。

第十一條第一項中「委員中一人」を「他の委員に改め、同條第三項を次のように改める。

13 文部大臣は、委員中何人も所属していなかつた一の政党にあらたに二人以上の委員が所属するに至つた場合には、これらの者のうち一人を、同議院の同意を経て、罷免する。

第十一條第四項中「各号」及び「員数」を削る。

第十四條第一項中「二人以上の」を削り、同條第二項及び第三項を次のように改める。

12 委員会の議事は、委員の過半数で決する。

第十六條の見出しを「(事務局)」に改め、同條中「事務局を置き、事務局に、その内部組織として総務部及び保存部を置く。」を「事務局を置く。」に改める。

第十七條及び第十八條を次のように改める。

第十七條及び第十八條 削除

第十九條を次のように改める。

第十九條 委員長及び次長

第十九條 委員会の事務局に事務局長及び次長一人を置く。

2 事務局長は、委員長の指揮監督を受けて事務局の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

3 次長は、事務局長を助け、事務局の事務を整理する。

第二十二條第二項の表中

東京国立博物館 京都市
奈良国立博物館 奈良市
を削り、同條を削る。

第三項を削り、同條第三項を次のように改める。

第百十六條第二項を削り、同條第三項を同條第二項とし、同條第四項を同條第三項とする。

附則
(施行期日)

1 この法律は、昭和二十七年七月一日から施行する。

2 この法律施行の際現に文化財保護委員会(以下「委員会」という)の委員である者は、文化財保護法(以下「法」という)第十條第一項及び第百二十條の規定にかかわらず、この法律施行の日においてその職を失うものとする。但し、この法律施行後の委員会の委員として再任されることを妨げない。

13 この法律施行後の委員会の最初の委員の任命については、国会の閉会又は衆議院の解散の場合に限り、法第九條第一項の規定にかかわらず、その後最初に召集された国会において同議院の事後の承認を得れば足りる。

14 文部大臣は、前項の規定による同議院の事後の承認が得られないときは、その委員を罷免しなければならない。

15 この法律施行後最初の委員会は、改正後の法第十四條の規定にかかわらず、文部大臣が招集する。

16 この法律施行後初めて任命される委員会の委員の任期は、法第十條第一項の規定にかかわらず、最初に委員長に就任する委員とされた者については二年、最初に委員長となつた者及び最初にその職務を代理する委員とされた者以外の者については一年とする。

二十七年法律第 号)の一部を次のように改正する。

第七條中の特別職の職員に就する法律(昭和二十四年法律第二百五十二号)以下「法」とし、第一條の改正規定に關する部分中同條第二十八号を同條第二十九号に、「同條第二十九号を同條第三十号に」、「同條第三十号を同條第三十一号に」を改める。

第七條中の第一條の改正規定中「十二文化財保護委員会の委員長及び委員」を「十二文化財保護委員会の委員長及び委員」を「十二文化財保護委員会委員長」に改め、同條第二十三号を同條第二十四号とし、以下一号ずつ繰り下げ、同條第二十二号の次に次の一号を加える。

二十三 文化財保護委員会委員
第七條中の法第九條の改正規定中「第二十号」を「第二十七号」に改める。
第七條中の法第十條の改正規定中「第二十号」を「第二十八号」に改める。
第七條中の法第十一條の改正規定中「第二十号」を「第二十九号」に改める。
第七條中の法第十二條の改正規定中「第二十号」を「第三十号」に改める。
第七條中の法第十三條の改正規定中「第二十号」を「第三十一号」に改める。

第七條中の法第十四條の改正規定中「中央更生保護委員会委員」を「文化財保護委員会委員」に改める。

〔梅原眞隆君登壇、拍手〕

○梅原眞隆君 只今議題と相成りました文化財保護法の一部を改正する法律案につきまして、文部委員会におきましての審議の経過並びに結果につきまして御報告申し上げます。

御承知の通り、昭和二十五年、第七国会において制定されました文化財保護法は、世界に誇るべき我が国の貴重な文化財保存と活用とを國の重要な使命を果さしめることを目的として、本文部委員会において発案いたしましたものであります。この法律によりまして、爾來我が国の文化財保護行政は、文化

財保護委員会という行政委員会の担当いたしましたところと相成つて参りました。が、今回政府全般を通じて行政機構の改革、行政委員会制度の再検討に際しまして、文化財保護行政の特殊性を考慮されました結果、政府はこの文化財保護委員会を存続することに決定され、ただ、行政簡素化の線に沿ひ、内部的に或る程度機構の簡素化を行うという趣旨の下にこの法律案を提出されたのであります。

政府原案の主要な内容は、第一に、文化財保護委員会の委員の数を五人から三人に減じ、第二には、事務局の総務部、保存部という二部制を廃止しまして、大長官に變更するといふ、ほゞ二点に盡きております。その際、原案におきましては、委員が五人制から三人制に切替えられるという變革に對応して、現在の委員は、この法律施行の日において一応その職を退くこととなつておりました。その後、原案は衆議院の修正を受け、同院送付案におきましては、第一に、委員は三人から再び五人に復しますと共に、そのうち委員長一名だけを常勤として、他の四名は非常勤となつております。第二には、現在東京国立博物館の分館であります奈良分館が、奈良国立博物館に昇格いたしますことになつております。なお委員が五人制に復されますに伴ひ、政府原案とは異なり、現在の委員は引續いてその職にとどまることに改められております。

さて、委員会におきましての質疑応答のうち重要なものについて申し上げます。第一に、衆議院送付案においてとられた五人の委員のうち委員長以外は非常勤という建前では、果して行政

政委員会としての資格をなほ保有するものと認め得るかどうか。即ちそれでは独任制の官庁に諮問審議會を付したものと実質的に何ら変わらないのではなからうかという質問に對しまして、政府當局から、これに類した構成を持つ委員会は現在他に事例もあり、又行政責任の体制においては、非常勤委員も又當然常勤委員と同じく行政委員会の委員としての責任を持つものであるから、その間、独任制の官庁とおのづから區別するべきものがあることは疑いないといふ答弁がありました。第二に、或いは経費節減といふ線に沿つて原案を提出するといふ説明であるが、この法案の内容を以て果してどの程度その目的を達成し得たものと考えられるのか。

現在我が國の文化財の保護といふ極めて重要且つ困難な事業を十分に達成するには、むしろこのような些少な形式的な簡素化でお茶を濁すことをやめて、従来通り五人の委員による常勤制を更にこの際強化して行くべきではないかという質問に對しましては、政府當局からは、當時行政委員会の原則的廃止という事態において、この重要な委員会の存続のためには、或る程度の内部的な簡素化を以てその代償とすることは止むを得ない措置であつた旨の答弁がありました。第三には、衆議院送付案によれば、委員長だけが常勤であつて、従来よりも甚だしくその任務と責任とが加重せられるわけであるが、これに對する現委員長の所見如何との質問に對しましては、委員長から、法案成立の際には新委員長の地位について適当に善処し、いよく委員会行政の

進展を図りたい旨の答弁がありました。それより討論に入りまして、堀越委員から修正案の提出がありました。その内容は、衆議院送付案の附則第三項について、その後国会においての法律改正に伴ひ、所要の條文の整理を行うといふ、單に法技術的な修正であります。次いで第一クラブ矢嶋委員は、文化財保護行政の民主化と充實を図るためには、文化財保護委員会の現在の機構を飽くまでも維持育成して行くべきであり、又行政委員会としての実質を保つためには、委員の全員について従来通り常勤制をとるべく、いづれにしても、このようにな單に形式だけの機構簡素化によつて行政改革のお付き合ひをすべきではないとして、法案に反對せられ、社会党第二控室を代表して相馬委員は、民主主義の育成には性急であつてはならない。民主的な新しい行政機構である行政委員会に對しても、又その終局的価値判断を急ぐべきではなく、現下財政その他の事由から或る程度の機構簡素化は余儀ないとしても、我々は文化財保護委員会をどこまでも育てて行きたい。委員会も又立法当初の精神に思いをいたし、一層の努力を望むとして、修正案及びそれを除く送付案に賛成せられ、日本共産党の岩間委員は、本修正案を以て、單に一般的行政機構改革と辻褄を合せたものに過ぎず、このような法案を以ては貴重な民族文化の保存に賛することはできないとして、送付案に反對せられ、次いで雄風会を代表して山本勇造委員は、送付案に比すれば委員の三人常勤制をとる政府原案を遙かに勝れりと思ふが、この際、一応送

付案を承認する。希くば委員会はこれを機として面目を一新し、真にポリテイカル・ボードとしての本質を發揮すべきこと。單なる普及宣伝だけではなく、先ず貴重な文化財の散逸、滅失の防止に努むべきことを強調して、修正案及びその部分を除く送付案に賛成せられ、最後に、自由党を代表して左藤委員から、文化財保護委員会はいよいよ信念を打ち込んで文化財保護行政に今後邁進すべきことを要望して、同じく賛成の意見を開陳されました。

採決の結果、委員会は、堀越委員提出の修正案並びにその修正部分を除く衆議院送付案をいづれも多数を以て可決いたし、結局本衆議院送付案は、これを修正議決すべきものと決定いたしました。

以上概略ながら御報告といたします。 ○副議長(三木治朗君) 本案に對し討論の通告がございます。発言を許します。矢嶋三義君。

〔矢嶋三義君登壇、拍手〕 ○矢嶋三義君 私は、只今議題と相成つております文化財保護法の一部を改正する法律案に對する委員長報告に反對する理由を明確にせんとするものであります。以下二点について申し上げます。 先ず反對の第一の理由は、政府の提案理由は薄弱であり、本院としてすでに修正議決しました一連の行政機構改革諸法案に對する本参議院の審議原則に照らすときに、當然反對の結論に到達するといふことであります。文化財を保護し、且つその活用を図り、加えて國民の文化的向上に資すると共に、世界文化の進歩に貢獻することを目的

昭和二十七年七月二十九日 参議院會議録第七十一号 接收貴金屬等の数量等の報告に関する法律案

として、文化財保護法が第七国会で制定されたことは、文化的立法として賞讃されるべきでありまして、国民の精神的糧でもある文化財を保護するということは、極めて重大なことは申上げるまでもございせん。戦前から、特に戦時中放置されました有形無形文化財に對して、強力なる文化財保護行政が要請されているのであります。現状におきましては予算上の不足も手伝ひまして、国宝は逐次国外へ流出している実情であり、更に国宝又は重要文化財の指定さえまだ完了していませんのであります。更に無形文化財に對する助成並びに対策に至りましては、その緒にさえ付いていない実情でありまして、僅かに予算二百万円を確保しているに過ぎません。これも委員会発足以來僅かに二年足らずで漸くその緒に付いた恰好の委員会としては、止むを得ないと考えるものであります。然るに本改正案は、政府の行政機構改革の一環として、事務簡素化と予算の節減とを目的として提案されたものであります。政府の行政機構改革の基本方針である、部制を廃止し、次長制或いは監制を布くという原則に則りまして、法的に總務部と保存部を統合してただ事務局とし、局長の下に次長を設けんとしたのであります。が、本参議院は、それ／＼その既設の部は存在理由があり、政府が稱するやうに行政の簡素化には相成らないとの結論の下に、政府提案にかかる部制廃止の三十五件中実質的に否定したことは、各位の御承知の通りであります。政府委員みずから、部の廃止統合は行政の簡素化になるとは肯定しがたいと、委員会にお

て明白に答弁しているのであります。而も言うところの予算節減は年間僅かに十九万九千余円でありまして、本案は、一連の行政機構改革案と共に内閣委員会に付託されたとし、するならば、内閣委員会の審議状態から、或いは異なつた結論が出たかも知れないとさえ考えられる次第であります。これを要するに、政府の部制廃止の原則に基く行政機構改革方針にお付き合ひをして、形式的に提案された本案案であり、而もその部制廃止の政府の基本的方針は、先刻申述べましたるやうに、すでに本参議院の總意で崩壊した。本日ここに本案案を可決することはナンセンスであつて、文化財保護行政に對する熱意不足を証明する以外の何ものでもありません。

次に反對の第二の理由は、文化財保護の行政上の責任を負うべき行政委員会である文化財保護委員会の性格をやはり確立すべきにかかわらず、行政委員会としてあるべき形態を逆行せしめたことでもあります。一般論といたしまして、そも／＼民主的行政の確立のため、行政委員会制度なるものは育成しなければならぬと考へますが、我が國の現状は、行政委員会が諮問機関として審議会のやうな実態に陥り、官僚政治、局長政治らしきものが一般に行われる傾向にあり、それに便乗して行政委員会を不当に整理廃止する方向を辿りつつあることは、既に再々反省しなければならぬと確信するものであります。現行法で二十五ある行政委員会は、八月一日以後十二に減少整理されることになつてゐるのであります。御承知のごとく、各行政委員会の委員長委員に對しましては、俸給として月額五万三千円から六万四千円までの給与が支給されているのであります。その職務に専念し、委員としての責務を果し、事務局長以下所屬職員を指揮監督すべきにかかわらず、一般に各種行政委員会の諸君は、少くして数個、多ければ十数個の種々なる機関に關與されるいわゆる知名人を充ててゐるために、実質上行政委員会としての十分なる運営をなし得ない実情は、厳に注意し、再検討をしなければならぬと考へるものであります。週一回定例会として會議を持つてゐる文化財保護委員会が最もその成績優秀の部類である行政監察委員会が評価してゐる事実を以てしても、我が國の行政委員会の実態が如何なるものであるかといふことは明白であります。現在問題になつております文化財保護法の一部を改正する本件の政府原案では、現行の常動有給の文化財保護委員五人を予算節減の立場から三人に減員する提案であつたのであります。特殊なる文化財に關與する行政委員会の性格から、広い分野から委員を選挙する必要があることは申上げるまでもないことで、衆議院においても、政府委員においても、少くとも現行五人の制度は必要欠くべからざるものであることを認めてゐるのであります。然に衆議院では、政府原案の三人の常動有給制を、委員長一人のみが有給常勤で、他の四人が無給非常勤と修正議決して本院へ回付して参つたのが委員長報告にかかる本案であります。そも／＼特別職である一つの行政委員会の委員が、常動有給と非常勤無給とに分れてゐるがごとき例は全くないのであります。かくなれば、委員会の運営は變つて来るのであり

ましようし、必然的に委員会の性格そのものが變貌して来ることは申上げるまでもありません。文化財保護の重要性から、飽くまで必要員数の委員が文字通りその職務に専念する常動有給制を布くべきで、かくしてこそ強力なる保護行政ができると共に、行政委員会の眞面目を發揮できると確信するものであります。修正案のごとき形態をとるにおいては、ただ一人の常動有給である委員長の委員との比重並びに責任の重大化もさることながら、この道は行政委員会制度の機構廢止に通ずる道であることは、看過すべからざる重要なことと考へるものであります。而もこの修正が、現行法より百四十一万円の予算節減を目的とした、政府原案の百四十一万円の数字に合せる立場から逆算して案出されたことは、衆議院側の認めるところであります。ナンセンス以上の何ものでもありません。

最後に、本案案で、奈良國立博物館が分館から獨立したことだけは喜ばしいことであることを申し添えておきます。私は、先般義務教育費國家負担法審議の本壇上から、政治権力の立場にある者の我々の文教行政に對する輕視を警告しましたが、私は以上の所論から、良識上斷じて本案に賛成することとはできないのであります。

以上を以てまして反對の理由表明といたします。(拍手)

○議長(佐藤尚武君) これにて討論の通告者の發言は終了いたしました。討論は終局したものと認めます。これより本案の採決をいたします。本案全部を問題に供します。委員長の報告は修正議決報告でございます。委員長長の報告の通り修正議決することに賛成の諸君の起立を求めます。(賛成者起立)

○議長(佐藤尚武君) 過半数と認めます。よつて本案は委員会修正通り議決せられました。

○議長(佐藤尚武君) 日程第三、接收貴金屬等の数量等の報告に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

先ず委員長長の報告を求めます。大蔵委員長平沼彌太郎君。

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

接收貴金屬等の数量等の報告に関する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三條により送付する。

昭和二十七年七月三日

衆議院議長 林 義治

参議院議長 佐藤尚武

接收貴金屬等の数量等の報告に関する法律案

接收貴金屬等の数量等の報告に関する法律

(目的)

第一條 この法律は、連合國占領軍に接收され、その後連合國占領軍から政府に引き渡された貴金屬等に関して、接收の事実、数量等を確認し、返還その他の措置を講ずることに資するため、報告を徴することを目的とする。

(定義)

第二條 この法律で「貴金屬等」とは、金、銀、白金、ルテニウム、ロジウム、パラジウム、オスミウム、イリジウム及びイリドスミンの地金及び加工品並びにダイヤモンド及びその加工品をいう。

2 この法律で「本邦」とは、本州、北海道、四国、九州その他大蔵省令で定める附屬島をいう。

3 この法律で「接収」とは、連合国占領軍に属する権限ある軍人又は軍属が、貴金屬等を占有している者から、無償で、これを連合国占領軍の管理に移した行為をいう。

(報告)

第三條 本邦内においてその占有に係る貴金屬等を接収された者(以下「被接収者」という)又はその相続人(法人については、その清算人又は合併に因りその権利義務を承継した法人若しくはその清算人)は、昭和二十七年九月三十日まで、大蔵省令で定めるところにより、当該貴金屬等の種類、品位、形状及び数量その他当該貴金屬等の接収の事実を示す事項を大蔵大臣に報告しなければならない。

2 国がその占有に係る貴金屬等を接収された場合には、接収の時ににおいて当該貴金屬等を管理していた官署又はその官署から当該貴金屬等を引き継いだ官署の長は、前項の規定に準じ、大蔵大臣に報告しなければならない。

3 前二項の規定による報告には、連合国占領軍に属する権限ある軍人又は軍属の発給した当該貴金屬等

等の受領書の写その他の接収の事実を証明するに足る書類、接収に係る貴金屬等の種類、品位、形状及び数量その他の当該貴金屬等を識別するために必要な事項を証明するに足る書類並びに当該貴金屬等がその者の占有に属していたものであることを証明するに足る書類を添附しなければならない。

4 被接収者若しくはその相続人が第一項の報告をしないで死亡した場合には、その相続人がないとき、又は被接収者である法人若しくは合併に因りその権利義務を承継した法人が解散した場合において、同項の報告がされる前にその清算が終了したときは、当該貴金屬等の所有者は、第一項の規定に準じ、大蔵大臣に報告しなければならない。

5 第三項の規定は、前項の規定による報告について準用する。この場合において、第三項中「その者の占有に属していた」とあるのは、「その者が所有している」と読み替へるものとする。

(罰則)
第四條 前條第一項又は第四項の規定による報告に際して虚偽の報告をした者は、六月以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をしたときは、当該行為者を罰する外、その法人又は人に対して前項の罰金刑を科する。但し、法人又は人の代理人、使用人その他の従

業者の当該違反行為を防止するため当該業務に對し相當の注意及び監督が盡されたことの証明があつたときは、その法人又は人については、この限りでない。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

〔平沼彌太郎君登壇、拍手〕

○平沼彌太郎君 只今上程されました接収貴金屬等の数量等の報告に関する法律案の大蔵委員会における審議の経過並びに結果について御報告いたします。

本案は、終戦後、連合国占領軍に接収され、その後、平和條約の発効に伴つて政府に引き渡された貴金屬等について、接収を受けた旧所有者等に返還その他の措置を講ずるため、接収の事実、数量等の確認に要する報告を徴せんとするものであります。即ち本邦内において占有していた貴金屬等を連合国占領軍に接収された者又はその相続人等は、昭和二十七年九月三十日まで、貴金屬等の種類、品位、形状及び数量その他接収の事実を示す事項を大蔵大臣に報告しなければならないこととし、又その報告に當つては、虚偽の報告をなすことを防止するため、罰則の規定を設けようとするものであります。

本案については、慎重なる審議が行われたのでありますが、その詳細は速記録により御承知願いたいと存じます。かくて質疑の後、討論、採決の結果、全会一致を以て原案通り可決すべきものと決定いたしました次第であります。

右御報告申上げます。(拍手)

○議長(佐藤武君) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(佐藤武君) 過半数と認めます。よつて本案は可決せられました。

○議長(佐藤武君) 日程第四、図書館運営委員長報告。

図書館運営委員長西田天香君。

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

〔西田天香君登壇、拍手〕

○西田天香君 国立国会図書館法第十条の規定によりまして、図書館運営委員会における審査の結果を御報告申上げます。

本委員会は、本年に入りまして以来数回に亘つて委員会を開会いたしました。組織規程、職員定員規程等の改正案、図書館長の経過報告、昭和二十七年年度国会所管国立国会図書館予算経費要求等を審査いたして参りました。

先ず国立国会図書館の組織については前回の国会において御報告いたしましたところと変更がなく、中央館のほか二二十八の支部図書館が総合的に運営されて、国会や行政、司法の各部門及び一般国民に対する図書館奉仕活動を行なつております。ただ国会に對する奉仕の面で注目すべき点といたしまして、調査立法考査局の機構がその後再び拡充され、又法律、政治に関する図書館奉仕を強力に促進するため、新たに法律政治図書館というものがこの局の管理下に発足いたしました。

次に、国立国会図書館の職員定員について申し上げますと、本図書館は創立後、日におおしく、その任務を遂行するために、機能の充実を図り、一日も速かにその目的を達成しなければならぬにもかかわらず、今回一般の行政整理に伴い減員を余儀なくせられたという事は甚だ遺憾なことでありまして、本委員会といたしましては、その機能を充実するまで、今後かかることの行われぬよう強く要望するものであります。

次に、国立国会図書館の活動状況についてその概要を申し上げますと、第一に国会に對する奉仕活動として、各種の依頼による調査も、又本図書館が自発的に進んで行なつて調査資料の刊行も、共に前年比に比して二倍以上に増加いたしております。更にこの議事堂内の国会分館におきまして、議事堂関係資料の整備、憲政資料の収集、分類、整理、その他議員用巡回文庫、閲覧考査奉仕等の各業務が順調に進展いたしております。

次に、行政、司法各部門に對する奉仕は、各官庁職員に對する閲覧、貸出、考査、巡回文庫等各業務がいずれも着々その成績を挙げておりますが、なかんずく教養圖書の巡回状況は、昨年度の前半期に比してその利用者の数が月平均約四倍の四千二百人にも達し、飛躍的な増加を示しているのであります。

又一般国民に對する奉仕業務も一層の進捗を見ましたが、十二月からは新たにロツクフェラー財団の寄贈圖書等七千冊を、各地方の図書館、研究所等を通じて全國民に對して貸出を開始いたしました。これらの洋書は戦事中の

昭和二十七年七月二十九日 参議院會議録第七十一号

議事日程追加の件 通商産業省設置法案外四件 両院協議会協議委員の選挙

議事日程追加の件 保安庁法案外

一八五六

空白を埋めるためにも貴重な資料でありまして、国際交換によつて入手される各国の資料と共に、一般国民のみならず、国会の立法活動や、行政、司法各官庁の活動に対しても重要な役割を果たしておるのであります。

以上述べましたような各方面に対する図書館奉仕を行うための基礎となる図書その他の図書館資料の受入や整理の業務も、人員不足を克服しつつ鋭意努力が続けられておるのであります。この五月末現在を以て国立国会図書館の全蔵書数は、中央館、支部図書館を合せて実に四百万冊を突破するに至つたのであります。而してこれら図書の利用総数は国会議員を初めとして月々平均六万人以上に上るのであります。又国内ばかりでなく、広く海外からも寄せられる多種多様な問合せに対する回答件数も毎月三千件を下らない有様であります。

このように国立国会図書館の業務は、創設後間もないにもかかわらず、逐年目覚ましい進展を続けて参つたのであります。ひるがえつて本図書館の予算を見ますと、昭和二十七年に比し約七千七百四十四万の増加を見たとはいへませんが、その総額において、僅かに二億九千万円に過ぎないのであります。これは少くとも、文化国家を以てみずから任じ、而も今や独立自由の日を迎へるに至つたわが国における唯一の国立中央図書館たる国立国会図書館の全予算といたしましては、誠に物足らぬ感じがいたすのであります。なにかんなく、本図書館創設以来の悲願であり、且つ現在における館の運営上焦眉の急を要する本庁舎の建設費

は、僅かに敷地買収費として二千万円が計上せられてゐるに過ぎないのであります。御承知の通り本図書館は、その創設当初から本庁舎といふものを持たず、旧赤坂離宮の一部を以て仮庁舎といたして参つたのであります。その後、業務の進展につれて忽ちこれが狭隘を告ぐるに至り、辛うじて三宅坂の他に暫定的な応急施設を設けて当面を糊塗して今日に及んだのであります。

併しながら年々収集されます図書資料は十万余に上つており、その整理場所、排架閲覧場所の狭隘化はもとより、更に最も憂慮に堪へませんこと、これらの資料を安全に收容すべき不燃性書庫が完備していないことである。又現在のごとく庁舎が分散されておりますことは、本図書館の業務能率を著しく低下せしめておるような状況でありまして、一日も早くこの国会議事堂に近接した地域に文化センターの名にふさわしい近代的装備を施した国立国会図書館の本建物が建設されることを強く要望される次第であります。この点は本委員会におきまして、今後とも、その促進方につき、できるだけの努力を傾注いたす所存であります。議員各位におかれましては、一層の御支援と御協力を賜わらんことを、ここに重ねてお願い申し上げます。

なお最後に、P・B・リポートについて簡単に御報告申し上げます。これはドイツを中心とする旧枢軸国の科学技術の粋を連合国側が差押えた際の調査報告書に基いて、そのうちの重要なものがアメリカ合衆国の商務省出版委員会から出版公表されたものであります。その抄録はすでに早くから国立国会図書館に届いておりましたところ、これが最近に及んで我が国科学界、産業界の注目を惹くに至り、戦前戦後を通じて立ち遅れて来た我が国の科学技術を世界的水準にまで引上げるための一階梯として極めて重要な資料であることが明らかになったのであります。併しながら、このリポートは、既刊の分だけでも十二万冊、五百万余ページ、重さにして三十トンにも上るといふ頗る龐大なもので、価格も約二億五千万円に達する高価なものであります。これを国家が購入して一般に公開してもらいたいとの要望が各方面からなされるに至りました。よつて本委員会におきましては、国立国会図書館がP・B・リポートの写しを購入して、広く一般の利用に供し得るよう速かに措置し、政府も又これに必要な予算上の措置を早急に講ずることを強く要望する旨の決議を行い、国立国会図書館長及び大蔵大臣に対して右決議を伝えた次第であります。何とぞ議員各位におかれましては、これが購入のために強力な御支援を賜わりますよう要望する次第であります。

以上を以て御報告を終わります。(拍手)

○議長(佐藤尚武君) これにて午後一時三十分まで休憩いたします。

午後零時二十分休憩

午後二時四十分開議

○議長(佐藤尚武君) 休憩前に引続き、これより会議を開きます。

参事報告をさせます。

〔参事朗読〕
本日衆議院から左の内閣提出案は同院において本院の修正に同意しないこと

を議決し、両院協議会を開く旨の請求書を受領した。

通商産業省設置法案

通商産業省設置法の施行に伴う関係法令の整理に関する法律案

農林省設置法等の一部を改正する法律案

大蔵省設置法の一部を改正する法律案

大蔵省設置法の一部を改正する法律案

大蔵省設置法の一部を改正する法律案

大蔵省設置法の一部を改正する法律案

大蔵省設置法の一部を改正する法律案

大蔵省設置法の一部を改正する法律案

大蔵省設置法の一部を改正する法律案

大蔵省設置法の一部を改正する法律案

大蔵省設置法の一部を改正する法律案

大蔵省設置法の一部を改正する法律案

大蔵省設置法の一部を改正する法律案

大蔵省設置法の一部を改正する法律案

大蔵省設置法の一部を改正する法律案

大蔵省設置法の一部を改正する法律案

大蔵省設置法の一部を改正する法律案

大蔵省設置法の一部を改正する法律案

大蔵省設置法の一部を改正する法律案

大蔵省設置法の一部を改正する法律案

大蔵省設置法の一部を改正する法律案

大蔵省設置法の一部を改正する法律案

大蔵省設置法の一部を改正する法律案

大蔵省設置法の一部を改正する法律案

大蔵省設置法の一部を改正する法律案

大蔵省設置法の一部を改正する法律案

大蔵省設置法の一部を改正する法律案

大蔵省設置法の一部を改正する法律案

大蔵省設置法の一部を改正する法律案

大蔵省設置法の一部を改正する法律案

大蔵省設置法の一部を改正する法律案

大蔵省設置法の一部を改正する法律案

大蔵省設置法の一部を改正する法律案

大蔵省設置法の一部を改正する法律案

大蔵省設置法の一部を改正する法律案

大蔵省設置法の一部を改正する法律案

大蔵省設置法の一部を改正する法律案

大蔵省設置法の一部を改正する法律案

大蔵省設置法の一部を改正する法律案

大蔵省設置法の一部を改正する法律案

大蔵省設置法の一部を改正する法律案

大蔵省設置法の一部を改正する法律案

○安井謙君 高橋君の動議に賛成いたします。
○議長(佐藤尚武君) 高橋君の動議に御異議ございませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○議長(佐藤尚武君) 御異議ないと認めます。協議委員の氏名を参事に朗読させます。
〔参事朗読〕
保安庁法案外四件内院協議会協議委員
中川 幸平君 郡 祐一君
岡田 信次君 草葉 隆圓君
木村 守江君 河井 彌八君
楠見 義男君 竹下 豊次君
高田 寛君 油井賢太郎君
○議長(佐藤尚武君) これより直ちに協議委員の正副議長を選挙せられんことを望みます。

○議長(佐藤尚武君) この際、日程に追加して、国土総合開発審議委員の選挙を行いたいと思存しますが、御異議ございませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○議長(佐藤尚武君) 御異議ないと認めます。本院において指名する国土総合開発審議委員は六名でございます。
○安井謙君 只今の国土総合開発審議委員の選挙は、成規の手続を省略いたしまして、議長において指名せられんことの動議を提出いたします。
○高橋道男君 只今の安井君の動議に賛成いたします。
○議長(佐藤尚武君) 安井君の動議に御異議ございませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○議長(佐藤尚武君) 御異議ないと認め

めます。よつて議長は、国土総合開発審議委員に、石川榮一君、大島定吉君、徳川宗敏君、小笠原三三男君、田中一君、岡村文四郎君を指名いたします。
○議長(佐藤尚武君) 参事に報告させます。
〔参事朗読〕
本日議員寺尾豊君外二十四名から委員会審査省略の要求書を附して左の議案を提出した。
国会法の一部を改正する法律案
○議長(佐藤尚武君) この際、日程に追加して、国会法の一部を改正する法律案(寺尾豊君外二十四名発議)(委員会審査省略要求事件)を議題とすることに御異議ございませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○議長(佐藤尚武君) 御異議ないと認めます。本案につきましては、寺尾豊君ほか二十四名より委員会審査省略の要求書が提出されております。発議者要求の通り委員会審査を省略し、直ちに本案の審議に入ることに御異議ございませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○議長(佐藤尚武君) 御異議ないと認めます。先ず発議者の趣旨説明を求めます。寺尾豊君。

国会法の一部を改正する法律案
右の議案を發議する。
昭和二十七年七月二十九日
発議者
寺尾 豊 加藤 武徳
木村 守江 石川 榮一
薄淵 春次 安井 謙
草葉 隆圓 古池 信三

赤木 正雄 小宮山常吉
高田 寛 加賀 操
高橋 道男 菊川 孝夫
小笠原三三男 三輪 貞治
相馬 助治 大野 幸一
松浦 清一 大隈 信幸
境野 清雄 石川 清一
矢嶋 三義 水橋 藤作
兼岩 傳一
参議院議長佐藤尚武殿
国会法の一部を改正する法律
国会法(昭和二十二年法律第七十九号)の一部を次のように改正する。
第四十二條を次のように改める。
第四十二條 各議院の常任委員会
は、その部門に属する議案、諮問等を審査する。
各議院の常任委員会は、左に掲げるものの、各議院の定めるところによる。
一 予算委員会
二 決算委員会
三 議院運営委員会
四 懲罰委員会
五 図書館運営委員会
附則
1 この法律は、公布の日から施行する。
2 この法律施行後各議院の規則で常任委員会の種類を定めるまでは、各議院の常任委員会については、なお、従前の例による。

○寺尾豊君 只今議題となりました国会法の一部を改正する法律案につきまして、提案の趣旨を御説明申し上げます。
〔寺尾豊君登壇、拍手〕
○議長(佐藤尚武君) 総員起立と認めます。よつて本案は全会一致を以て可決せられました。

御承知のごとく、先般本院を通過いたしました行政機構の改革に関する諸法律が施行せられますと、行政機構に対応して定められておる現在の各常任委員会は当然変更しなければならぬのであります。この際、国会の常任委員会機構に根本的な検討を加え、議員の定数に大きな差のある衆参両院が同一の常任委員会を持つことは適當でないという見地から、予算委員会、決算委員会、議院運営委員会、懲罰委員会及び図書館運営委員会を除き、その構成をすべて各議院が自主的に定め得るようになしうとするものでございます。なお、この改正案を施行いたします際に起ります混乱を除くため、各議院が新たに常任委員会の種類を定めますまでの間、現在の機構のままにしておき得るよう経過規定を設け、その他若干の字句の整理を行なつた次第でございます。
本案につきましては、事前に各議院の間におきまして慎重に協議を重ね、議院運営委員会全員を以てまして発議をいたしましたような次第でございますので、何とぞ速かに御可決あらんことを希望いたします次第でございます。
以上簡単でございますが提案の理由を御説明申し上げます。(拍手)
○議長(佐藤尚武君) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。
〔賛成者起立〕
○議長(佐藤尚武君) 総員起立と認め

○議長(佐藤尚武君) 只今上程されました日程第五より日程第十四までの諸議及び日程第十五より日程第十七までの陳情を一括して議題とすることに御異議ございませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○議長(佐藤尚武君) 御異議ないと認めます。先ず委員長長の報告を求めます。運輸委員長長山縣勝見君。
〔審査報告書は都合により附録に掲載〕
〔山縣勝見君登壇、拍手〕
○山縣勝見君 只今上程されました日程第五より日程第十四までの諸議及び日程第十五より日程第十七までの陳情につきまして、運輸委員会における審議の経過並びに結果を御報告いたします。
日程第五は常磐電車有楽町駅まで延長運行して欲しいという請願であります。日程第六は国鉄水郡線を改善せられたいという請願であります。日程第七は串木野駅に急行列車を停車せしめられたいという請願であります。日程第八は串木野駅改築に関する請願であります。日程第九は串木野駅のプラットホームを延長せられたいという請願であります。日程第十は職労者遺族の靖国神社等に参拜するに際して鉄道運賃の優遇措置をして欲しいという請願であります。日程第十一は北見線に旅客列車を増設して欲しいという請願であります。日程第十二は山田線の災害復旧工事の促進を願はれたいという請願であります。日程第十三は三陸沿岸の縦貫鉄道の建設を促進せられたいという請願であります。日程第十四は水難救済に関する法制措置を確立せられたいという請願であります。日程第

昭和二十七年七月二十九日 参議院會議第七十一号

議事日程追加の件「くりたまはら」防除対策に関する請願外二十件 議事日程追加の件 奈良電話局の基礎施

一八五八

十五は海運造船の助成に関する陳情であります。日程第十六は鳥取市に鳥取測候所を移転して欲しいという陳情であります。日程第十七は吉野川口に航路標識を設置せられたいという陳情であります。

以上の請願十件、陳情三件につきましては、慎重に審議の結果、日程第七及び日程第十は国鉄において調査研究せしめる意味において、その他はいずれも願意を妥当と認め、委員会におきましては、日程第十四は議院の會議に付するを要し、内閣に送付するを要せざるものと決定し、日程第五より日程第十三まで、及び日程第十五より日程第十七までは、議院の會議に付するを要し、内閣に送付するを要するものと全会一致を以て決定いたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)
○議長(佐藤尚武君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。これらの請願及び陳情は、委員長報告の通り採択し、日程第十四の請願の外は内閣に送付することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)
○議長(佐藤尚武君) 総員起立と認めます。よつてこれらの請願及び陳情は全会一致を以て採択し、日程第十四の請願の外は内閣に送付することに決定いたしました。

○議長(佐藤尚武君) 参事に報告させます。

〔参事朗読〕

本日委員長から左の報告書を提出し

農林委員会請願審査報告書第三号同特別報告第三号

農林委員会陳情審査報告書第三号同特別報告第三号

電気通信委員会請願審査報告書第一号同特別報告第一号

電気通信委員会陳情審査報告書第一号同特別報告第一号

○議長(佐藤尚武君) この際、日程に追加して、只今参事の朗読いたしました農林委員長報告にかかる「くりたまはら」防除対策に関する請願外十五件の請願、及び自作農維持資金制度実施に関する陳情外四件の陳情を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと叫ぶ者あり〕
○議長(佐藤尚武君) 御異議ないと認めます。先ず委員長の報告を求めます。農林委員長羽生三七君。

くりたまはら防除対策に関する請願
農米の銘柄制度復活等に関する請願
農業協同組合等の経営改善費融資に関する請願
国有林野撈下げに関する請願
宮城県越前村官公造林地の虫害立木撈下げに関する請願

防災ため池施設事業促進に関する請願

凍結被害農家の営農資金あつ旋に関する請願

積雪寒冷地帯振興対策事業促進に関する請願

濕田單作地域の農業改良促進に関する保護法制定の請願

積雪寒冷地帯振興臨時措置法に基く国庫補助増額の請願

耕土培養対策事業費増額に関する請願

水稲保護折衷苗代設置費国庫補助継続に関する請願

国営畜産取引所設置に関する請願

再建整備農業協同組合の欠損金繰越控除に関する請願

岡山県の草種苗場等の国営移管に関する請願

積雪寒冷地帯振興臨時措置法に基く国庫補助増額等に関する請願

自作農維持資金制度実施に関する陳情

長良川堤防工事究明に関する陳情

長良川堤防決壊による災害復旧に関する陳情

有畜農家創設資金増額等に関する陳情

細島港に輸出品検査所出張所設置の陳情
〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

〔羽生三七君登壇、拍手〕

○羽生三七君 只今議題となりました当委員会付託の請願及び陳情について御報告申し上げます。

今国会中、農林委員会に付託せられました請願及び陳情のうち、文書表第二十回報告以前のものにつきましては、すでにその審査を終え、これが結果を報告いたしましたのでありますが、その後、文書表第二十一回以降のものは、只今議題となりました請願十六件、陳情五件でありまして、これらはいずれも農林業振興のため肝要な問題と認められますので、全会一致を以て、院議に付し、採択の上、内閣に送付して、速かにこれが実現を期すべきものであると決定した次第であります。

右御報告申し上げます。(拍手)
○議長(佐藤尚武君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。これらの請願及び陳情は、委員長報告の通り採択し、内閣に送付することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)
○議長(佐藤尚武君) 総員起立と認めます。よつてこれらの請願及び陳情は全会一致を以て採択し、内閣に送付することに決定いたしました。

○議長(佐藤尚武君) この際、日程に追加して、只今参事の朗読いたしました、電気通信委員長報告にかかる奈良電話局の基礎施設整備改善促進等に関する請願

松川局、松川駅間に電話ケーブル線架設の請願
岐阜電話局庁舎建設等に関する請願
新潟県東郵便局に電報配達事務開始の請願
東京都電話局電話の都内局編入等に関する請願
放送受信障害未然防止に関する請願
名古屋市にテレビジョン放送設備設置の請願
高知電報局庁舎建設に関する請願
高知県上八川、石原両局間に電話線架設の請願
西宮電話局の電話交換方式変更に関する請願
長野県松本市に通信部および電報中心局設置の請願
鹿児島県の電氣通信施設の新設改善に関する請願
神奈川県川崎市内電話設備改善に関する請願

する請願外二十三件の請願、及び東海地区のテレビジョン実験放送に関する陳情外十件の陳情を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと叫ぶ者あり〕
○議長(佐藤尚武君) 御異議ないと認めます。先ず委員長の報告を求めます。電気通信委員長鈴木木恭一君。

奈良電話局の基礎施設整備改善促進等に関する請願
松川局、松川駅間に電話ケーブル線架設の請願
岐阜電話局庁舎建設等に関する請願
新潟県東郵便局に電報配達事務開始の請願
東京都電話局電話の都内局編入等に関する請願
放送受信障害未然防止に関する請願
名古屋市にテレビジョン放送設備設置の請願
高知電報局庁舎建設に関する請願
高知県上八川、石原両局間に電話線架設の請願
西宮電話局の電話交換方式変更に関する請願
長野県松本市に通信部および電報中心局設置の請願
鹿児島県の電氣通信施設の新設改善に関する請願
神奈川県川崎市内電話設備改善に関する請願

マイクロ・ウェーブ無線通信回路建設促進に関する請願
静岡県北浜村に電報電話局設置の請願

熊本県湯島村に電話架設の請願
岐阜県高山、鳩谷電信電話線中一部存置に関する請願

東京都練馬北町電話局の電話交換方式変更に関する請願
長野県のラジオ放送施設拡充強化に関する請願

武雄電報電話局庁舎新築等に関する請願
盛岡電話局庁舎新築等に関する請願

長崎県波佐見、波佐見金鐘阿郵便局の電話交換事業統合に関する請願
栃木県家中村に電話架設の請願

神奈川県登戸電話局庁舎新築等に関する請願
東海地区のテレビジョン実験放送に関する陳情

北海道の電気通信施設増強に関する陳情
宮崎県西臼杵部落に電話架設の陳情

札幌、小樽市間の電話ケーブル線増設に関する陳情(二件)
広島県府中電報電話局庁舎建設に関する陳情

札幌、小樽市間市外電話ケーブル線増設等に関する請願
長野県木曾地方にラジオ放送中継所設置の陳情

岐阜県神岡町に電報電話局設置の陳情
ラジオ等の受信障害防止に関する陳情

尾道、糸崎両局間および糸崎、三原両局間に準即時通話施設実施等に関する陳情
〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

〔鈴木恭一君登壇、拍手〕
○鈴木恭一君 只今議題となりました請願及び陳情について、電気通信委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

奈良電話局の基礎施設整備改善促進等に関する請願外二十三件、東海地区のテレビジョン実験放送に関する陳情外十件、委員会は以上の請願及び陳情につきまして慎重審議の結果、いずれも願意を妥当なものとしてこれを採択し、議院の決議に付し、且つ内閣に送付すべきものと全会一致を以て決定した次第であります。

以上御報告申し上げます。(拍手)
○議長(佐藤寅次郎) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。これらの請願及び陳情は委員長報告の通り採択し、内閣に送付することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕
○議長(佐藤寅次郎) 総員起立と認めます。よつてこれらの請願及び陳情は、全会一致を以て採択し、内閣に送付することに決定いたしました。

議事の都合によりこれにて暫時休憩いたします。
午後二時五十九分休憩
午後八時二十四分開議

○議長(三本治朗君) 休憩前に引続き、これより会議を開きます。
〔兼岩傳一君発言の許可を求めむ〕
○議長(三本治朗君) この際お諮りいたします。

〔兼岩傳一君発言の許可を求めむ〕
○議長(三本治朗君) 兼岩君、何でもか。
○議長(三本治朗君) 足りません。
○議長(三本治朗君) いや、僕は数えただです。(つまらんことを言うな)と呼ぶ者あり

○議長(三本治朗君) この際お諮りいたします。
本日堀木謙三君から両院法規委員を解任したいとの申出がございました。これを許可することに御異議ございませんか。

○議長(三本治朗君) 御異議ないと認めます。よつて許可することに決しました。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○議長(三本治朗君) 御異議ないと認めます。

○議長(三本治朗君) つきましては、この際、日程に追加して、両院法規委員の補欠選挙を行いたいと存じます。御異議ございませんか。

○議長(三本治朗君) 御異議ないと認めます。
○議長(三本治朗君) 御異議ないと認めます。よつて許可することに決しました。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(三本治朗君) 御異議ないと認めます。
○議長(三本治朗君) 御異議ないと認めます。よつて許可することに決しました。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(三本治朗君) 御異議ないと認めます。
○議長(三本治朗君) 御異議ないと認めます。よつて許可することに決しました。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(三本治朗君) 御異議ないと認めます。
○議長(三本治朗君) 御異議ないと認めます。よつて許可することに決しました。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

規委員の補欠選挙を行いたいと存じます。御異議ございませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○議長(三本治朗君) 御異議ないと認めます。

○議長(三本治朗君) 御異議ないと認めます。
○議長(三本治朗君) 御異議ないと認めます。よつて許可することに決しました。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(三本治朗君) 御異議ないと認めます。
○議長(三本治朗君) 御異議ないと認めます。よつて許可することに決しました。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(三本治朗君) 御異議ないと認めます。
○議長(三本治朗君) 御異議ないと認めます。よつて許可することに決しました。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(三本治朗君) 御異議ないと認めます。
○議長(三本治朗君) 御異議ないと認めます。よつて許可することに決しました。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(三本治朗君) 御異議ないと認めます。
○議長(三本治朗君) 御異議ないと認めます。よつて許可することに決しました。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(三本治朗君) 御異議ないと認めます。
○議長(三本治朗君) 御異議ないと認めます。よつて許可することに決しました。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(三本治朗君) 御異議ないと認めます。
○議長(三本治朗君) 御異議ないと認めます。よつて許可することに決しました。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(三本治朗君) 御異議ないと認めます。
○議長(三本治朗君) 御異議ないと認めます。よつて許可することに決しました。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(三本治朗君) 御異議ないと認めます。
○議長(三本治朗君) 御異議ないと認めます。よつて許可することに決しました。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(三本治朗君) 御異議ないと認めます。
○議長(三本治朗君) 御異議ないと認めます。よつて許可することに決しました。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(三本治朗君) 御異議ないと認めます。
○議長(三本治朗君) 御異議ないと認めます。よつて許可することに決しました。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(三本治朗君) 御異議ないと認めます。
○議長(三本治朗君) 御異議ないと認めます。よつて許可することに決しました。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(三本治朗君) 御異議ないと認めます。
○議長(三本治朗君) 御異議ないと認めます。よつて許可することに決しました。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(三本治朗君) 御異議ないと認めます。
○議長(三本治朗君) 御異議ないと認めます。よつて許可することに決しました。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(三本治朗君) 御異議ないと認めます。
○議長(三本治朗君) 御異議ないと認めます。よつて許可することに決しました。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

昭和二十七年七月二十九日 参議院會議録第七十一号 議事日程追加の件 公安審査委員会委員長及び同委員の任命に関する件 議事日程追加の件 公営住宅法の改正する法律案 議事日程追加の件 未復員者給與法等の一部を改正する法律案

て指名せられんことの動議を提出いたします。

○三橋貞治君 私は只今の木村君の動議に賛成いたします。

○副議長(三木治朗君) 木村君の動議に御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○副議長(三木治朗君) 御異議ないと認めます。よつて議長は日本ユネスコ国内委員会委員に徳川頼貞君、山本勇造君、金子洋文君を指名いたします。(拍手)

○副議長(三木治朗君) この際、日程に追加して、公安審査委員会委員長及び同委員の任命に関する件を議題とすることに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○副議長(三木治朗君) 御異議ないと認めます。

去る二十六日閣内閣総理大臣から、公安審査委員会設置法第五條の規定により、公安審査委員会委員長に宇野三郎君を、同委員に阿部貞之助君、入間野武雄君、廣瀬久忠君、細川潤一郎君、山崎佐君、山名義暢君を任命することについて、本院の同意を求めて参りました。本件に同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(三木治朗君) 過半数と認められます。よつて本件は同意することに決しました。

○副議長(三木治朗君) この際、日程に追加して、公営住宅法の一部を改正する法律案(本院提出、衆議院回付)を議題とすることに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○副議長(三木治朗君) 御異議ないと認めます。

公営住宅法の一部を改正する法律案

右の貴院から送付された貴院提出案は本院において修正議決した。よつて国会法第八十三條により回付する。

昭和二十七年七月二十八日

衆議院議長 林 譲治

参議院議長 佐藤尚武殿

(小字及び一は衆議院修正)

第二條中各号列記以外の部分を次のように改める。

この法律における用語の意義は、第一号から第九号までに掲げるものについては、それぞれ当該各号に定めるところにより、第十号に掲げるものについては、建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)に定めるところによる。

第二條に次の一号を加える。

十 主要構造部

第五條に次の一項を加える。

事業主体は、公営住宅及び共同

施設的主要構造部を耐火性能を有する構造とするように努めなければならない。

第十三條第一項に次の一号を加える。

三 公営住宅について改良を施したとき。

第十三條第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を第四項とし、同條第一項の次に次の二項を加える。

2 事業主体は、前項の規定により前條第一項又は第二項に規定する限度をこえて家賃を定め又は変更しようとするときは、公聴会を開いて利害関係人及び学識経験のある者の意見を聞かなければならない。

3 事業主体は、○前項の規定による家賃の定額は、○第一項の規定による建設大臣の承認を求めようとするときは、公聴会における意見の要旨を記載した書面を添附しなければならない。

第十三條の次に次の一條を加える。

(家賃等の徴収) 第十三條の二 事業主体は、特別の事情がある場合において必要があると認めるときは、條例で定めるところにより、家賃又は敷金の徴収を猶予することができ。

第十五條中「公営住宅の家屋の壁、柱、床、はり、屋根及び階段を修繕する義務を免れることができない。」を「公営住宅の家屋の壁、基礎、土台、柱、床、はり、屋根及び階段並びに家屋の内部の給水施設、排水施設、電気施設その他省令で定める附帯施設について修繕する必要があるときは、遅滞なく修繕しなければならない。」に改める。

第二十四條第一項中「その入居者又は入居者の組織する団体」を「入居者、入居者の組織する団体又は営利を目的としない法人」に、同條第二項中「公営住宅の建設又は共同施設の建設の費用」を「公営住宅又は共同施設の建設、修繕又は改良に要する費用」に、同條第三項中「災害に因り」を「災害その他の事由に因り」に改める。

○副議長(三木治朗君) これより本案の採決をいたします。本案の衆議院修正に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(三木治朗君) 議員起立と認めます。よつて本案は全会一致を以て衆議院の修正に同意することに決しました。

○副議長(三木治朗君) 参事に報告させます。

〔参事朗読〕

本日衆議院から、左の本院提出案が回付された。

未復員者給與法等の一部を改正する法律案

○副議長(三木治朗君) この際、日程に追加して、未復員者給與法等の一部を改正する法律案(本院提出、衆議院回付)を議題とすることに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○副議長(三木治朗君) 御異議ないと認めます。

未復員者給與法等の一部を改正する法律案

右の貴院から送付された貴院提出案は本院において修正議決した。よつて国会法第八十三條により回付する。

昭和二十七年七月二十九日

衆議院議長 林 譲治

参議院議長 佐藤尚武殿

(小字及び一は衆議院修正)

第二條 特別未復員者給與法(昭和二十三年法律第二百七十九号)の一部を次のように改正する。

第一條中「同様の事情にあるもの」の下に「及び日本国との平和條約第十一條に掲げる裁判により拘禁されている者」を加える。

第一條の次に次の一條を加える。

第一條の二 日本国との平和條約第十一條に掲げる裁判により拘禁されている者は、この法律の規定の適用については、特別未復員者となす。

附則

この法律は、公布の日から施行し、昭和二十七年四月二十八日から適用する。〇但し、昭和二十七年四月分の係給及び扶養手当は、日割計算によつて支給する。

〇副議長(三木治朗君) これより本案の採決をいたします。本案の衆議院修正に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

〇副議長(三木治朗君) 過半数と認めます。よつて本案は衆議院の修正に同意することに決しました。

〇副議長(三木治朗君) 参事に報告とせします。

〔参事朗読〕

本日委員長から左の報告書を提出した。

人事委員会請願審査報告書第四号同
特別報告第四号
人事委員会陳情審査報告書第四号同
特別報告第四号
大蔵委員会請願審査報告書第五号同
特別報告第五号
大蔵委員会陳情審査報告書第五号同
特別報告第五号
通商産業委員会請願審査報告書第四号同
特別報告第五号及び第六号
文部委員会請願審査報告書第三号同
特別報告第三号
文部委員会陳情審査報告書第三号同
特別報告第三号

昭和二十七年七月二十九日 参議院會議録第七十一号 議事日程追加の件 茨城県江戸崎町の地域給に関する請願外二百九十七件

水産委員会請願審査報告書第二号同 特別報告第三号	福岡県新宮村の地域給に関する請願	福岡県栗野村の地域給に関する請願	福岡県芦原町等の寒冷地手当に関する請願
労働委員会請願審査報告書第二号同 特別報告第二号	宮崎県真幸町の地域給に関する請願	福岡県猪位金村の地域給に関する請願	北海道白老村の地域給に関する請願
労働委員会陳情審査報告書第二号同 特別報告第二号	京都府の寒冷地手当に関する請願	福岡県勾金村の地域給に関する請願	香川県池田町の地域給に関する請願
〇副議長(三木治朗君) この際、日程に追加して、人事委員長報告にかかる茨城県江戸崎町の地域給に関する請願外二百八十五件の請願及び石川県小松市の地域給に関する陳情外十一件の陳情を一括して議題とすることに御異議ございませんか。	茨城県磯浜、大貫両町の地域給に関する請願	北海道福島町の地域給に関する請願	香川県直島村の地域給に関する請願
〔異議なしと呼ぶ者あり〕	福岡県宗像郡の地域給に関する請願	北海道道木古内町の地域給に関する請願	福岡県鎮西村の地域給に関する請願
〇副議長(三木治朗君) 御異議ないと認めます。先ず委員長の報告を求めます。人事委員長カニエ邦彦君。	三重県御園村の地域給に関する請願	北海道亀田村の地域給に関する請願	宮崎県小林市の地域給に関する請願
	三重県四郷村の地域給に関する請願	北海道鶴田村の地域給に関する請願	宮崎県椎葉村の地域給に関する請願
	三重県二見町の地域給に関する請願	北海道鶴亀沢村の地域給に関する請願	佐賀県唐津市の地域給に関する請願
	和歌山県下津町の地域給に関する請願	北海道入雲町の地域給に関する請願	岡山県玉島市の地域給に関する請願
	宮城県塩釜市の地域給に関する請願	茨城県岩井町の地域給に関する請願	岡山県玉野市の地域給に関する請願
	埼玉県三尻村の地域給に関する請願	山梨県玉簾村西入幡の地域給に関する請願	岡山県里庄町の地域給に関する請願
	北海道恵庭町の地域給に関する請願	岡山県伊里町の地域給に関する請願	岡山県江見町の地域給に関する請願
	北海道森町の地域給に関する請願	岡山県庄村の地域給に関する請願	岡山県金川町の地域給に関する請願
	北海道七飯村の地域給に関する請願	京都府城陽町、佐山村の地域給に関する請願	岡山県六條院町の地域給に関する請願
	北海道松前町の地域給に関する請願	新潟県内主要市町村の地域給に関する請願	岡山県倉敷市の地域給に関する請願
	長野県白田町の地域給に関する請願	新潟県六日、塩沢両町の地域給に関する請願	岡山県大島村の地域給に関する請願
	長野県野沢、中込両町の地域給に関する請願		
	三重県鈴鹿市の地域給に関する請願		
	福岡県黒木町の地域給に関する請願		

昭和二十七年七月二十九日 参議院會議録第七十一号 茨城県江戸崎町の地域給に関する請願外二百九十七件

一八六一

一般職員の地域給に関する請願	長崎県平町外二箇町村の地域給に関する請願	北海道三石町の地域給に関する請願	神奈川県瀬浦村の地域給に関する請願	鹿児島県米ノ津町の地域給に関する請願
京都府の寒冷地手当に関する請願	北海道平河町の地域給に関する請願	福岡県志賀島村の地域給に関する請願	神奈川県岡本村の地域給に関する請願	鹿児島県財部町の地域給に関する請願
岡山県平津村の地域給に関する請願	北海道新冠町の地域給に関する請願	高知県赤岡、岸本両町の地域給に関する請願	宮城県矢本町の地域給に関する請願	鹿児島県大日町の地域給に関する請願
岡山県横井村の地域給に関する請願	北海道幌泉村の地域給に関する請願	京都府佐濃村の地域給に関する請願	山形県赤湯町の地域給に関する請願	鹿児島県額田町の地域給に関する請願
岡山県一宮村の地域給に関する請願	愛知県武豊町の地域給に関する請願	京都府井手町の地域給に関する請願	福岡県築上郡の地域給に関する請願	鹿児島県串良町の地域給に関する請願
鳥取県赤崎町の地域給に関する請願	福岡県糸島郡の地域給に関する請願	茨城県古河市の地域給に関する請願	北海道余市町の地域給に関する請願	鹿児島県枕崎市の地域給に関する請願
鳥取県根雨町の地域給に関する請願	山梨県日下部、加納岩間町の地域給に関する請願	茨城県鉾田町の地域給に関する請願	北海道余市町の地域給に関する請願	鹿児島県宮之城町の地域給に関する請願
鳥取県智頭町の地域給に関する請願	長崎県川棚町の地域給に関する請願	千葉県佐原市の地域給に関する請願	静岡県裾野町の地域給に関する請願	鹿児島県指宿町の地域給に関する請願
鳥取県郡家町の地域給に関する請願	千葉県鎌ヶ谷村の地域給に関する請願	神奈川県吉浜町の地域給に関する請願	静岡県小山町の地域給に関する請願	鹿児島県準人町の地域給に関する請願
鳥取県浜村町の地域給に関する請願	鳥取県倉吉町の地域給に関する請願	神奈川県真鶴町の地域給に関する請願	岡山県城見村の地域給に関する請願	長野県上田市の地域給に関する請願
新潟県水原町の地域給に関する請願	鳥取県立倉吉農業高等学校所在地の地域給に関する請願	神奈川県豊川村の地域給に関する請願	岡山県神島外町の地域給に関する請願	岡山県西大寺町の地域給に関する請願
長崎県瀬戸町の地域給に関する請願	宮崎県日南市の地域給に関する請願	神奈川県下中村の地域給に関する請願	福岡県添田町の地域給に関する請願	岡山県黒崎町の地域給に関する請願
奈良県橿原町の地域給に関する請願	愛知県起町外二箇町の地域給に関する請願	神奈川県岩村の地域給に関する請願	鹿児島県鹿嶋市の地域給に関する請願	岡山県富田村の地域給に関する請願
新潟県内主要市町村の地域給に関する請願	福岡県水城村の地域給に関する請願	神奈川県下曾我村の地域給に関する請願	鹿児島県鹿嶋市の地域給に関する請願	岡山県吉岡村の地域給に関する請願
愛知県蒲郡、三谷両町の地域給に関する請願	福岡県安徳村の地域給に関する請願	神奈川県上府中村の地域給に関する請願	鹿児島県伊作町の地域給に関する請願	京都府大江町の地域給に関する請願
岡山県西阿知町の地域給に関する請願	石川県鶴来町の地域給に関する請願	神奈川県片浦村の地域給に関する請願	鹿児島県伊作町の地域給に関する請願	広島県呉市の地域給に関する請願
長崎県杵岐郡の地域給に関する請願			鹿児島県伊作町の地域給に関する請願	石川県美川町の地域給に関する請願

北海道帯広市の地域給に関する請願	鹿兒島県山谷町外二箇村の地域給に関する請願	岐阜県落合村の地域給に関する請願	静岡県美和村の地域給に関する請願	岐阜県多治見市の地域給に関する請願
北海道弟子屈町の地域給に関する請願	北海道網走支庁管内の地域給に関する請願	岐阜県広見町の地域給に関する請願	北海道尾札部村の地域給に関する請願	石川県根上町外二箇町村の地域給に関する請願
香川県香西町の地域給に関する請願	北海道江別町の地域給に関する請願	岐阜県大湫村の寒冷地手当に関する請願	京都府木津町の地域給に関する請願	山形県楯岡町の地域給に関する請願
三重県鈴鹿地区の寒冷地手当に関する請願	北海道岩内町の地域給に関する請願	岐阜県曾木村の寒冷地手当に関する請願	三重県津市の地域給に関する請願	山形県楯岡町外二箇村の寒冷地手当に関する請願
群馬県大間々町の地域給に関する請願	北海道訓子府町の地域給に関する請願	岐阜県鶴里村の寒冷地手当に関する請願	北海道鷹栖村の地域給に関する請願	北海道稚内市の地域給に関する請願
三重県員弁町の地域給に関する請願	北海道雄武町の地域給に関する請願	秋田県鷹巣町の地域給に関する請願	北海道塩谷村の地域給に関する請願	北海道美唄市の地域給に関する請願
公務員に対する石炭手当増額等の請願	北海道興部町の地域給に関する請願	兵庫県姫路市の地域給に関する請願	北海道由仁町の地域給に関する請願	北海道琴似町の地域給に関する請願
京都府舞鶴市の地域給に関する請願	香川県観音寺町の地域給に関する請願	千葉県銚子市の地域給に関する請願	北海道札幌市の地域給に関する請願	北海道増毛町の地域給に関する請願
北海道厚岸町の地域給に関する請願	北海道様似町の地域給に関する請願	埼玉県熊谷駐留軍労務者勤務地域地域給に関する請願	石川県七尾市の地域給に関する請願	北海道大江村の地域給に関する請願
北海道白糠町の地域給に関する請願	岐阜県鏡島村の地域給に関する請願	北海道北見市の地域給に関する請願	石川県橋立町の地域給に関する請願	北海道安平村の地域給に関する請願
北海道釧路市の地域給に関する請願	岐阜市の地域給に関する請願	北海道東瀬棚村の地域給に関する請願	石川県半出津町の地域給に関する請願	青森県弘前市の地域給に関する請願
北海道阿寒村の地域給に関する請願	岐阜県大井、長島両町の地域給に関する請願	北海道旭川市の地域給に関する請願	茨城県谷田部町の地域給に関する請願	北海道夕張市の地域給に関する請願
埼玉県川越市の地域給に関する請願	岐阜県付知町の地域給に関する請願	北海道東神楽村の地域給に関する請願	長崎県対馬全島の地域給に関する請願	北海道士別町の地域給に関する請願
静岡県吉原市等の地域給に関する請願	岐阜県明知町の地域給に関する請願	北海道当麻村の地域給に関する請願	長崎県佐々町の地域給に関する請願	北海道深川町の地域給に関する請願
岐阜県赤坂町の地域給に関する請願	岐阜県坂本村の地域給に関する請願	三重県二見町外二箇村の地域給に関する請願	新潟県長岡市の地域給に関する請願	北海道門別町の地域給に関する請願
石川県小松市の地域給に関する請願	岐阜県坂下町の地域給に関する請願	群馬県草津町の地域給に関する請願	岐阜県国府村の地域給に関する請願	北海道女満別町の地域給に関する請願
兵庫県佐治町の地域給に関する請願				

昭和二十七年七月二十九日 参議院会議録第七十一号 茨城県江戸崎町の地域給に関する請願外二百九十七件

願	北海道手稲町の地域給に関する請
願	北海道美瑛町との地域給に関する請
願	北海道芽室町との地域給に関する請
願	北海道広尾町との地域給に関する請
願	北海道幕別町との地域給に関する請
願	北海道大正村との地域給に関する請
願	北海道泊村の地域給に関する請願
願	北海道一巳村の地域給に関する請
願	北海道足利村の地域給に関する請
願	北海道砂原村の地域給に関する請
願	北海道樺太町の地域給に関する請
願	北海道関ヶ原町の地域給に関する請
願	北海道豊後町の地域給に関する請
願	北海道垂井町の地域給に関する請
願	香川県琴平町の地域給に関する請
願	神奈川愛川町の地域給に関する請
願	千葉県千倉町の地域給に関する請
願	岡山県備前町の地域給に関する請
願	岡山県吉永町の地域給に関する請
願	宮城県塩釜市の地域給に関する請
願	秋田県大曲地区の地域給に関する請
願	秋田県大曲地区の寒冷地手当に関する請願
願	北海道滝川町の地域給に関する請
願	北海道新得町の地域給に関する請
願	北海道三笠町の地域給に関する請
願	北海道池田町の地域給に関する請
願	北海道本別町の地域給に関する請
願	北海道神楽村の地域給に関する請
願	北海道真狩村の地域給に関する請
願	北海道川西村の地域給に関する請
願	北海道神居村の地域給に関する請
願	北海道留壽都村の地域給に関する請
願	北海道茂別村の地域給に関する請
願	北海道厚沢部村の地域給に関する請
願	北海道大野村の地域給に関する請
願	長野県の地域給に関する請願
願	北海道室蘭市の地域給に関する請
願	岡山県吉備町の地域給に関する請
願	京都府城陽町、佐山村の地域給に関する請願
願	広島県能美島の地域給に関する請
願	山梨県小笠原町の地域給に関する請
願	山梨県中野村の地域給に関する請
願	北海道道南町の地域給に関する請
願	北海道古平町の地域給に関する請
願	北海道幌加内村の地域給に関する請
願	茨城県小野川村館野地区の地域給に関する請願
願	神奈川県箱根地区の地域給に関する請願
願	熊本県玉名町の地域給に関する請
願	北海道小樽市の地域給に関する請
願	北海道落部村の地域給に関する請
願	北海道東川村の地域給に関する請
願	北海道生田原村の地域給に関する請
願	北海道音更村の地域給に関する請
願	長崎県小値賀町外二箇町村の地域給に関する請願
願	秋田県花輪町の地域給に関する請
願	鹿児島県谷山町外二箇村の地域給に関する請願
願	兵庫県豊岡市の地域給に関する請
願	鳥取県黒坂町の地域給に関する請
願	北海道の地域給に関する請願
願	北海道名寄町の地域給に関する請
願	北海道礼文、利尻阿島等の地域給に関する請願
情	石川県小松市の地域給に関する陳情
情	愛知県本郷町の地域給に関する陳情
情	長野県の地域給に関する陳情
情	山梨県小笠原町の地域給に関する陳情
情	愛知県本郷町の地域給に関する陳情
情	長野県飯田市の地域給に関する陳情
情	石川県橋立町の地域給に関する陳情
情	国立鳥取病院職員の地域給に関する陳情
情	埼玉県蕨町の地域給に関する陳情
情	香川県琴平町の地域給に関する陳情
情	京都府の地域給に関する陳情
情	高知県の地域給に関する陳情
掲載	(審査報告書は都合により附録に掲載)
掲載	(カニエ邦彦君登壇、拍手) ○カニエ邦彦君 只今議題となりました請願二百八十六件、陳情十二件につきまして、人事委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。右のうち、地域給に関する請願は二百七十六件、陳情は十二件であります。が、これらの請願、陳情は、それらの都道府県及び市町村における物価の実情その他の特殊事情から、現行支給割合を引き上げ又は新たに指定されたいとの要望を、その主なる内容とするものであります。今回審査いたしましたこれらの請願、陳情のうち、その一部には、先に本院において修正議決いたしました地域区分改訂により、その願意の認められたものもあり、本委員会はそれ以外のものをも含めて、その願意を採択すべきものと認め、又政府をして十分研究検討せしめ、爾後の所要

措置を講ぜしめる必要があるものと認めまして、これを議院の會議に付し、内閣に送付すべきものと決定いたしました。

次に、寒冷地手当に関する請願九件並びに石炭手当に関する請願一件についてであります。先ず寒冷地手当に関する請願は、それらの市町村の地理的氣象状況より、実情に即した級地として指定せられたいと要望いたしているものであります。これら要望のうちには、最近の人事院の勧告において取上げられておるものもあります。石炭手当に関する請願は、北海道在勤の国家公務員並びに地方公務員に支給される石炭手当の額を實際に規定通りの量を入力し得る程度に増額せられたいとの趣旨であります。本委員会は、これらの願意をおおむね妥当なるものと認め、又、政府をして積極的に検討せしめる必要があるものと認めまして、これを議院の會議に付し、内閣に送付すべきものと決定した次第であります。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(三木治朗君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。これらの請願及び陳情は、委員長報告の通り採択し、内閣に送付することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

昭和二十七年七月二十九日 參議院會議録第七十一号 議事日程追加の件 公衆浴場業の所得税減免に関する請願外二件 検定制度制定に関する請願外二件

○副議長(三木治朗君) 総員起立と認めます。よつてこれらの請願及び陳情は、全会一致を以て採択し、内閣に送付することに決定いたしました。

○副議長(三木治朗君) この際、日程に追加して、大蔵委員長報告にかかる公衆浴場業の所得税減免に関する請願ほか二件の請願及び信用保証協会の法制定に関する陳情ほか二件の陳情を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○副議長(三木治朗君) 御異議ないと認めます。先ず委員長の報告を求めます。大蔵委員理事伊藤保平君。

公衆浴場業の所得税減免に関する請願(二件)

洋紙の物品税撤廃に関する請願

信用保証会法制定に関する陳情

ダイナ台風被害者に対する所得税減免の陳情

旧令による外地共済組合員の年金に関する陳情

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

○伊藤保平君登壇、拍手

大蔵委員会付託の請願並びに陳情につきましては、本委員会における審議の経過並びにその結果を御報告申し上げます。

大蔵委員会におきましては、特に小委員会を設け、紹介議員からの趣旨の説明、各委員の意見及び政府の見解を十分に聴取いたしまして、その上、質疑応答を重ね、慎重に審議をいたしましたのでありますが、その結果は次の通りであります。

公衆浴場業の所得税減免に関する請願は、公衆浴場業の所得の適正化を図られたいという趣旨であり、妥当と考えられます。洋紙の物品税撤廃に関する請願は、洋紙の物品税を撤廃せられたいとの趣旨であります。洋紙のうち一般大衆向のものについては考慮すべきであると考えられます。信用保証協会法制定に関する陳情は、信用保証協会法の立案の際に、政府保証基金の積極的援助、中小企業信用保証制度の保険負担を政府七五割に改めること、金融機関に対する協会の自主性等を規定せられたいとの趣旨であります。ダイナ台風被害者に対する所得税減免に関する陳情は、ダイナ台風被害者に対する所得税減免に

する所得税を減免せられたいとの趣旨であり、共に妥当と考えられます。旧令による外地共済組合員の年金に関する陳情は、旧令による外地共済組合員の年金額改訂により、従前に比して不利となつたから、何らかの措置を講ぜられたいとの趣旨であり、研究を要するものと考えられます。よつて、以上各件はいずれも議院の會議に付し、内閣に送付すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(三木治朗君) 別に御発言もなければこれより採決をいたします。これらの請願及び陳情は委員長報告の通り採択し、内閣に送付することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(三木治朗君) 総員起立と認めます。よつてこれらの請願及び陳情は、全会一致を以て採択し、内閣に送付することに決定いたしました。

○副議長(三木治朗君) この際、日程に追加して、通商産業委員長報告にかかる電気工事従業者の技能検定制制度制定に関する請願外二件の請願を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○副議長(三木治朗君) 別に御発言もなければこれより採決をいたします。これらの請願及び陳情は委員長報告の通り採択し、内閣に送付することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(三木治朗君) 総員起立と認めます。よつてこれらの請願及び陳情は、全会一致を以て採択し、内閣に送付することに決定いたしました。

〔賛成者起立〕

○副議長(三木治朗君) 別に御発言もなければこれより採決をいたします。これらの請願及び陳情は委員長報告の通り採択し、内閣に送付することに賛成の諸君の起立を求めます。

○副議長(三木治朗君) 御異議ないと認めます。先ず委員長の報告を求めます。通商産業委員長竹中七郎君。

電気工事従業者の技能検定制制度制定に関する請願

水力電源開発促進に関する請願

中小企業資金融通法制定に関する請願

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

〔竹中七郎君登壇、拍手〕

○竹中七郎君 只今議題となりました請願三件につきまして、通商産業委員会におきます審議の結果について御報告いたします。

先ず請願の趣旨を申し上げます。請願第二千九百十号電気工事従業者の技能検定制制度制定に関する請願は、従来省令として施行されていた電気工事人取簡規則が廃止されたので、電気工事の重要性に鑑み、不安を除去するため、それに従事する者の技能検定制度を復活してもらいたいとの趣旨でございます。請願第二千八百七十九号水力電源開発促進に関する請願は、現行電気料金は甚だしい地域差があり、社会問題として不合理であり、この際この矛盾をなくするため速かに水力電源を開発

をなくするため速かに水力電源を開発

昭和二十七年七月二十九日 参議院會議録第七十一号 議事日程追加の件 町村教育委員会設置に関する請願外十五件 議事日程追加の件 ソ連通商船の日本漁船に捕獲された件 一八六六

せられたいとの趣旨でございます。以上二件の請願は、慎重審議の結果、願意を妥当と認め、これらを採択し、議院の會議に付し、且つ内閣に送付を要すべきものと決定いたしました。

次に請願第二千八百七十八号は、中小企業金融通法を打開するため中小企業資金通法を制定せられたいという趣旨であります。本件についても本委員会においては審議の結果、これ又請願の趣旨をおおむね妥当と認め、採択して議院の會議に付するを要するものにして、内閣に送付を要せざるものと決定をいたしました。

右御報告申し上げます。(拍手)
○副議長(三木治朗君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。これらの請願は、委員長報告の通り採択し、中小企業資金通法制定に関する請願のほかは内閣に送付することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕
○副議長(三木治朗君) 総員起立と認めます。よつてこれらの請願は全会一致を以て採択し、中小企業資金通法制定に関する請願のほかは内閣に送付することに決定いたしました。

○副議長(三木治朗君) この際、日程

に追加して、文部委員長報告にかゝる町村教育委員会設置に関する請願外十四件の請願、及び義務教育費国庫負担法制定に関する陳情を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○副議長(三木治朗君) 御異議ないと認めます。先ず委員長の報告を求めます。文部委員会理事相馬助治君。

町村教育委員会設置に関する請願
教育委員会法の一部を改正する法律制定促進に関する請願
教育委員会法第七〇條改正に関する請願(二件)
教育委員会法第七〇條に関する請願
教育委員会法中一部改正に関する請願
高等学校定時制分校を産業教育振興法による補助対象とするの請願
高等学校定時制分校を産業教育振興法による補助対象とするの請願
高等学校定時制課程のモデルスクール設置に関する請願
高等学校定時制教員の定員確保等に関する請願
高等学校定時制分校設備費助成に関する請願
外国医学雑誌の欠本補充に関する請願

大学病院の看護婦定員増加に関する請願
精神薄弱児童教育等に関する請願
理科教育振興に関する請願
義務教育費国庫負担法制定に関する陳情
〔審査報告書は都合により附録に掲載〕
〔相馬助治君登壇、拍手〕

○相馬助治君 只今議題となりました請願第二千九百六号外十四件、陳情第一千二百六十三号について、文部委員会における審議の経過並びに結果につき御報告申し上げます。

請願第三千二百二十二号外四件は、教育委員会法の一部改正法案を速かに成立せしめ、市町村教育委員会の設置を一カ年延期して欲しいというものであります。現行の地方財政並びに教育の実情に鑑みまして、右法案の速やかな成立施行を要望しているものであります。又請願第三千六号は、農村財政困難の折から、町村教育委員会をやむなく設置するとしても、その場合は都又は地方事務所単位の程度となるように努力して欲しいというものであります。次に請願第三千四百四十三号外四件は、義務教育を終了した大半の青年が教育環

境から離脱して行くことを遺憾であるとして、この際、高等学校定時制教育の一般の振興を要望するものであります。して、高等学校定時制教員の定員確保、モデル・スクールの設置、高等学校定時制分校の設備費の助成等についてそれ〴〵要望が挙げられております。次に請願第二千九百八十四号は、千葉大学の看護婦定員増加に関するものであります。著しい看護婦の不足のために、その労働は必然的に加重となるのみならず、患者に対する看護の万全を期したい状況にあります。で、定員の増加を図られたいという趣旨であります。次に請願第二千九百六号は、第二次世界大戦の結果、外国医学雑誌の輸入杜絶によりまして欠本を生じているので、医学の教育研究向上のためにその欠本を補充して欲しいというものであります。次に請願第二千八百九十八号は、恵み少い精神薄弱児につきまして、教育の機会均等と厚生保護のために、その法制強化と予算措置並びに施設設置を拡充して欲しいというものであります。次に請願第三千百号は、産業の興隆、教育の向上のために、科学教育、理科教育振興を企図し、抜本的施策を講じて欲しいというものであります。次に陳情

第二千二百六十三号は、義務教育費国庫負担法案の制定を要望したものであります。以上につきまして本委員会は慎重審議の結果、いずれも趣旨妥当と認め、これを院議に付して、内閣に送付すべきものと決定いたしました。

右御報告いたします。(拍手)
○副議長(三木治朗君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。これらの請願及び陳情は、委員長報告の通り採択し、内閣に送付することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕
○副議長(三木治朗君) 総員起立と認めます。よつてこれらの請願及び陳情は全会一致を以て採択し、内閣に送付することに決定いたしました。

○副議長(三木治朗君) この際、日程に追加して、水産委員長報告にかゝるソ連巡視艦の日本漁船に捕獲促進に関する請願外一件の請願を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○副議長(三木治朗君) 御異議ないと認めます。先ず委員長の報告を求めます。水産委員会理事千田正君。

○副議長(三木治朗君) この際、日程に追加して、水産委員長報告にかゝるソ連巡視艦の日本漁船に捕獲促進に関する請願外一件の請願を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○副議長(三木治朗君) 御異議ないと認めます。先ず委員長の報告を求めます。水産委員会理事千田正君。

○副議長(三木治朗君) 御異議ないと認めます。先ず委員長の報告を求めます。水産委員会理事千田正君。

ソ連巡視艦の日本漁船捕調査促進
に関する請願
長崎県小値賀漁港修築工事施行に關
する請願

〔審査報告書は都合により附録に
掲載〕

〔千田正君登壇、拍手〕

○千田正君 只今議題となりました請
願第三千六百六十一号及び第三千二百九
十三号に關しまして、水産委員会にお
ける審議の経過並びにその結果を御報
告申し上げます。

諸願第三千六百六十一号は、ソ連巡視
艦の日本漁船捕調査促進に関する請
願でありまして、終戦後日本再建の一
翼として北海漁業の開発促進が重大視
されておりますが、日本漁業の開発
促進に一大暗影を投じているソ連巡視
艦の日本漁船捕事件は極度に増加を
示し、この拿捕船増加と共に乗組員の
数も相当数に達し、その消息は不明と
され、家族の不安な毎日の生活は全く
見るも気の毒な限りであるから、早急
にその調査を行われたいとの趣旨であ
ります。委員会におきましては外務
省、海上保安庁、水産庁等、関係当局
を招致し、説明を求めたところ、現在
拿捕船は二十八隻に達し、うち未帰還

船がなお八隻あり、これが外交交渉、
警備船の出動等について説明があり、
更に詳細については速かに調査の上、
報告書の提出を求めることとし、又こ
れに對する善処方を要望した次第であ
ります。

次に諸願第三千二百九十三号は、長
崎県小値賀漁港修築工事施行に關する
請願でありまして、これは小値賀港は
九州の最西北端に位置し、漁業基地と
しても避難港としても自然的條件を具
備する主要な港であるから、国費の
補助を以てその設備を整備せられたい
との趣旨であります。

委員におきましては、いずれも願意
妥当と認め、これを採択し、議院の
會議に付し、内閣に送付することを要
するものと決定いたしました次第でありま
す。(拍手)

○副議長(三本治朗君) 別に御発言も
なければ、これより採決をいたしま
す。これらの諸願は、委員長報告の通
り採択し、内閣に送付することに賛成
の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕
○副議長(三本治朗君) 議員起立と認
めます。よつてこれらの諸願は全会一
致を以て採択し、内閣に送付すること
に決定いたしました。

議事の都合によりこれにて暫時休憩
いたします。

午後八時五十二分休憩

午後九時二十六分開議

○副議長(三本治朗君) 次会は明日午
前十時より開会いたします。議事日程
は決定次第公報を以て御通知いたしま
す。

本日はこれにて散会いたします。

午後九時二十七分散会

○本日の會議に付した事件

- 一、日本電信電話公社法案兩院協議
會協議委員の選舉
- 一、労働関係調整法等の一部を改正
する法律案及び地方公営企業労働
関係法案兩院協議會協議委員の選
舉
- 一、海運力復興促進に関する決議案
- 一、米の統制撤廃に関する緊急質問
- 一、日程第一 引揚同船対策審議會
設置法の一部を改正する法律案
- 一、日程第二 文化財保護法の一部
を改正する法律案
- 一、日程第三 接收資金等の数量
等の報告に関する法律案
- 一、日程第四 図書館運営委員長報
告

一、通商産業省設置法案、通商産業
省設置法の施行に伴う関係法令
の整理に関する法律案、農林省設
置法等の一部を改正する法律案、
大蔵省設置法の一部を改正する法
律案及び大蔵省設置法の一部を改
正する法律等の施行に伴う関係法
令の整理に関する法律案兩院協議
會協議委員の選舉

一、保安庁法案、海上公安局法案、
運輸省設置法の一部を改正する法
律案、国家行政組織法の一部を改
正する法律案及び行政機関職員定
員法の一部を改正する法律案兩院
協議會協議委員の選舉

一、国土総合開発審議會委員の選舉
一、国会法の一部を改正する法律案
一、日程第五乃至第十四の諸願
一、日程第十五乃至第十七の陳情

一、くりにたまはち防除対策に関する
諸願外十五件の諸願
一、自作農維持資金制度実施に關す
る陳情外四件の陳情

一、奈良電話局の基礎施設整備改善
促進等に関する諸願外二十三件の
諸願
一、東海地区のテレビジョン実験放
送に関する陳情外十件の陳情

一、兩院法規委員辭任の件

一、兩院法規委員の補欠選舉
一、彈劾裁判所裁判員予備員辭任の
件

一、彈劾裁判所裁判員予備員の補欠
選舉
一、日本ユネスコ國內委員會委員の
選舉
一、公安審査委員會委員長及び同委
員の任命に関する件

一、公営住宅法の一部を改正する法
律案
一、未復員者給與法等の一部を改正
する法律案
一、茨城県江戸崎町の地域給に關す
る諸願外二百八十五件の諸願

一、石川県小松市の地域給に關する
陳情外十一件の陳情
一、公衆浴場の所得税減免に關す
る諸願外二件の諸願
一、信用保証會法制定に関する陳情
外二件の陳情

一、電気工事従業者の技能検定制
制定に関する諸願外二件の諸願
一、町村教育委員會設置に関する諸
願外十四件の諸願
一、義務教育費国庫負担法制定に關
する陳情

一、ソ連巡視艦の日本漁船捕調査
促進に関する諸願外一件の諸願

一八六九

昭和二十七年七月二十九日 参議院會議録第七十一号

一八七〇

明治二十五年第三種郵便物認可
三月三十一日

定価 一部

十 円
(送料別)

発行所

東京都新宿区市谷本村町一五
印刷 印刷部
電話 九段四三二一
電報 電報一〇〇〇
郵便 郵便一〇〇〇